

こ支家第47号  
令和5年5月10日  
こ支家第677号  
令和5年10月31日

都道府県知事  
指定都市の市長  
各 中核市の市長  
児童相談所設置市の市長

こども家庭庁長官

## 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、令和5年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）は廃止する。

ただし、令和4年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

### （通則）

この交付要綱は、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

### 第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、法第24条第5項又は第6項に規定する保育の実施（以下「保育の措置」という。）、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務

を行った場合における法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号及び第5号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育又は保育の措置に係る費用（別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第2条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする

(1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。

(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第31条第1項又は第43条第1項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあっては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であって、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。

4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た

値であって、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。

- 5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第9号の規定によるものとする。
  - (1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表第一（以下「別表」という。）の級地が「一級地」とされている地域とする。
  - (2) 「16 /100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域とする。
  - (3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。
  - (4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。
  - (5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、摂津市、松原市、広島県府中町とする。
  - (6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。
  - (7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。
  - (8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。
- 6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学期並びに義務教育学校の後期課程を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- 7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
- 8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した

場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。

9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。

10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

11 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護所において、第3の2(1)の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。

## 第2 国庫負担額等

### 1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

### 2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号及び第5号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2
		都道府県立施設		1 / 2	1 / 2
	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
その他の施設 里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所 (一時保護施設)		1 / 2	1 / 2
保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1 / 4	1 / 4	1 / 2

### 3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

### 4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

## 第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

### 1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、次の2から4によらず、支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

## 2 事務費の保護単価の設定方法

- (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「21自立支援担当職員加算費」までの第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設 定 の 条 件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 配置改善加算分保護単価	児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価

	児童心理治療施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	一時保護所において5:1、4.5:1、4:1、3:1、2:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウ、(5)-エ、(5)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価×配置里親支援専門相談員数
3 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤職員）	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数（ただし、児童心理治療施設においては、一般分保護単価に含まれる心理療法担当職員数を減じた数）
4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院（10人未満の施設に限る。）又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算分月額保護単価
5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)職業指導員加算分保護単価
6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)看護師加算分月額保護単価
7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(15)母子生活支援施設保育士加算分保護単価

8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価
9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員10世帯以上の場合計2人、20世帯以上の場合計2人若しくは3人、30世帯以上の場合計2人、3人若しくは4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)
10 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(18)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
11 家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(19)家庭支援専門相談員加算分保護単価×配置家庭支援専門相談員数
12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価



<p>13民間施設給与等改善費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。</p>	<p>一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、小規模かつ地域分散化加算分保護単価、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算（I）分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）× 別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）</p>
<p>14除雪費</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(31)除雪費加算分保護単価</p>
<p>15降灰除去費</p>	<p>活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(32)降灰除去費加算分保護単価</p>
<p>16社会的養護処遇改善加算費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合 ただし、社会福祉事業団等経営の施設を除く。</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(33)社会的養護処遇改善加算分保護単価</p>

17社会的養護従事者 処遇改善加算費	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(34)社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価
18小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(35)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×加配された職員の合計数
19地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(36)地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分月額保護単価
20医療的ケア児等受入加算費	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(37)医療的ケア児等受入加算分月額保護単価×実施か所数
21自立支援担当職員加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び自立援助ホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(38)自立支援担当職員加算(Ⅰ)分保護単価又は(39)自立支援担当職員加算(Ⅱ)分保護単価×実施か所数

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分(常勤単価を除く。)、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分、第三者評価受審費加算分、賃借費加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費及び一時保護所処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

- (3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、小規模かつ地域分散化加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。
- (4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。
- (5) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

### 3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(28)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

### 4 措置費等の支弁基準の設定方法

2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加

えてそのまま設定すれば足りること。

#### 第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

##### 1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3、第8号、第51条第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。

##### 2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）</p>	<p>施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費</p>	<p>(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。</p> <p>ただし、社会的養護処遇改善加算費及び社会的養護従事者処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p> <p>ただし、新設により開所した自立援助ホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数〕＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>児数+3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(3)</p> <p>新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価×その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）×支弁率</p> <p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数</p> <hr/> <p>その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(5)</p> <p>その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合に</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>は、月額保護単価を施設に対応する乳児加算分保護単価等に置き換えて算定する。</p> <p>算式</p> <p>乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であつて、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であつて、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別指導費加算分月額保護単価×アの</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1)  事務費			<p>算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価 (常勤的非常勤単価又は非常勤単価) ×配置心理療法担当職員数×アの算式により算定した定員</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p>



費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1)  事務費			<p>算式</p> <p>基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数</p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>母子生活支援施設（定員40世帯以上） 母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合には次の額。</p> <p>算式</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額314,000円を限度とする。</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合においては次の額。</p> <p>算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。 ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善費及び社会的養護従事者処遇改善加算費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからオまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。 { [前年度の一時保護延べ人日/12月/30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205 }（小数点以下第1位の数値を四捨五入）</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1)  事務費			<p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合には、次の額を加算する。 一時保護所の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ 一時保護所が別に定める基準に該当する場合には次の額を加算する。 第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額314,000円を限度とする。</p> <p>エ 建物の賃借に係る実費。 なお、礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>オ 一時保護所が別に定める基準により児童相談所一時保護所処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託</p>

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
			<p>した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left( \begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} \div 30.4 \\ (10\text{円未満の端数は切り捨て}) \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）の別紙）において定める月額保護単価とする。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。）の一時保護児（以下「一時保護児」という。）</p>	<p>その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費</p>	<p>(1)児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）</p>
	<p>自立援助ホームの入所児童</p>	<p>その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費</p>	
	<p>母子生活支援施設の入所者</p>	<p>その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費</p>	
	<p>母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）</p>	<p>その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）</p>	

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																		
			一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="906 539 1107 566">施設種別</th> <th data-bbox="1107 539 1364 566">一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="906 566 1107 741">           児童養護施設             乳児分 61,760円            乳児以外分 53,450円         </td> <td data-bbox="1107 566 1364 741"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 741 1107 893">           児童自立支援施設             入所児分 53,450円            通所児分 16,430円         </td> <td data-bbox="1107 741 1364 893"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 893 1107 1046">           児童心理治療施設             入所児分 53,910円            通所児分 16,430円         </td> <td data-bbox="1107 893 1364 1046"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1046 1107 1198">           里親             乳児分 62,020円            乳児以外分 53,710円         </td> <td data-bbox="1107 1046 1364 1198"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1198 1107 1350">           乳児院             3才未満児分 61,760円            3才以上児分 53,450円         </td> <td data-bbox="1107 1198 1364 1350"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1350 1107 1503">           ファミリーホーム             乳児分 61,760円            乳児以外分 53,450円         </td> <td data-bbox="1107 1350 1364 1503"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1503 1107 1677">           自立援助ホーム             別に定める基準に該当する者 53,450円            上記以外の者 11,690円         </td> <td data-bbox="1107 1503 1364 1677"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1677 1107 1975">           母子生活支援施設             入所者 3,990円            保育室保育入所児童            3歳未満児 10,010円            3歳以上児 6,350円         </td> <td data-bbox="1107 1677 1364 1975"></td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設  乳児分 61,760円 乳児以外分 53,450円		児童自立支援施設  入所児分 53,450円 通所児分 16,430円		児童心理治療施設  入所児分 53,910円 通所児分 16,430円		里親  乳児分 62,020円 乳児以外分 53,710円		乳児院  3才未満児分 61,760円 3才以上児分 53,450円		ファミリーホーム  乳児分 61,760円 乳児以外分 53,450円		自立援助ホーム  別に定める基準に該当する者 53,450円 上記以外の者 11,690円		母子生活支援施設  入所者 3,990円 保育室保育入所児童 3歳未満児 10,010円 3歳以上児 6,350円	
施設種別	一般生活費(月額)																				
児童養護施設  乳児分 61,760円 乳児以外分 53,450円																					
児童自立支援施設  入所児分 53,450円 通所児分 16,430円																					
児童心理治療施設  入所児分 53,910円 通所児分 16,430円																					
里親  乳児分 62,020円 乳児以外分 53,710円																					
乳児院  3才未満児分 61,760円 3才以上児分 53,450円																					
ファミリーホーム  乳児分 61,760円 乳児以外分 53,450円																					
自立援助ホーム  別に定める基準に該当する者 53,450円 上記以外の者 11,690円																					
母子生活支援施設  入所者 3,990円 保育室保育入所児童 3歳未満児 10,010円 3歳以上児 6,350円																					

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費			<p>算式(2)</p> <p>乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価106,610円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置児延人員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日に措置又はその解除の措置があった場合は児童(母子生活支援施設にあつては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>((1)一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の措置児童(者)延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合について</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2)  一  般  生  活  費			<p>は、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(月額保護単価÷その月の開所日数)×その月の通所した日数</p> <p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5)一時保護所(一時保護委託を含む)の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数×4,440円(児童が乳児の場合、延児童数×6,030円)</p> <p>②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,230円(児童が乳児の場合、延児童数×1,240円)</p> <p>③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,760円(児童が乳児の場合、延児童数×2,030円)</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,300円 (ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く)</p> <p>④乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式①～③により算定した額に次の算式により算定した額を加算する。</p> <p>法第33条の規定により一時保護された延児童数×3,500円</p>



費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
	里親及びファミリーホームの委託児童	里親及びファミリーホームの養育者が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	<p>里親及びファミリーホームの養育者が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>別に定める基準による延児童数（2歳未満）×8,640円＋別に定める基準による延児童数（2歳以上）×5,600円</p>
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童</p> <p>算式(1)</p> <p>別に定める基準による児童数×月額26,100円</p> <p>一時保護委託児童</p> <p>算式(2)</p> <p>別に定める基準による児童数×日額850円</p>
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童（3歳未満児）	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>一時保護委託児童数(3歳未満児)×日額2,430円</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	ア 点数分 助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式により算定した額の合算額。</p> <p>算式</p> <p>ア その入所妊産婦が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>（注） 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄			経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
	イ 点数 以外 の 分	(ア) 分娩 介助 料	助産施設の 入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき236,200円を限度として支弁できる。
(イ) 胎盤 処置 料		胎盤処置料		胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。	
(ウ) 新生 児介 補料		新生児介補料		新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。 分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理	
(5) 助 産 施 設 基 本 分 保 護 費	イ 点数 以外 の 分	(エ) 保 険 料		保険料	の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、12,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼 稚 園 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児			幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。）が利用する施設・事業所（以下「幼稚園等」という。）の就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支給がある場合においては、その額を控除した額とする。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(7) 教育費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1) その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費</p> <p>(2) 教材代</p> <p>(3) 通学のための交通費</p> <p>(4) 部活動費</p> <p>(5) 学習塾費</p> <p>(6) 児童自立支援施設の教材費</p> <p>(7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等</p> <p>(8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額。</p> <p>ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p> <table border="1" data-bbox="903 1093 1366 1258"> <caption>教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</caption> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,210円</td> <td>4,380円</td> <td>4,380円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額。</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,210円	4,380円	4,380円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,210円	4,380円	4,380円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教 育 費			<p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児200円、中学校該当児290円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。)</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価86,300円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費月額保護単価57,620円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>
(8) 学 校 給 食 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(9) 見学旅行費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。</p>	<p>その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p> <p>見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 779 1369 1014"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>22,690円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価(年額)	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円
学 年 別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	22,690円										
中学校第3学年	60,910円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円										
(10) 入進学支度金	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。</p>	<p>その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 1317 1369 1440"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	64,300円	中学校第1学年入学児童	81,000円		
学 年 別	保護単価(年額)										
小学校第1学年入学児童	64,300円										
中学校第1学年入学児童	81,000円										

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄						
(11) 特別育成費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(3)、(5)及び(6)に限る。(5)は中学生含む。)、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの（既に就職しているものは除く。）又は別に定めるもの（第3欄の(4)、(5)及び(6)に限る）。</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等</p> <p>(2) 通学のための交通費</p> <p>(3) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費</p> <p>(4) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p> <p>(5) 学習塾等を利用した場合にかかる経費</p> <p>(6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(3)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価を上限として、実費を合算した額。</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 734 1366 846"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>23,330円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>34,540円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額。</p> <p>算式(3) 入学時特別加算費月額保護単価86,300円を上限として、実費を合算した額。</p> <p>算式(4) 資格取得等特別加算費月額保護単価57,620円を上限として、実費を合算した額。（対象児童は、資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるもの）</p> <p>算式(5) 補習費保護単価20,000円（高等学校第3学年は25,000円）を上限として、実費を合算した額。（対象児童は、学習塾等を利用した児童であって別に定めるもの）</p> <p>算式(6) 補習費特別保護単価25,000円を上限として、実費を合算した額。（対象児童は、個別学習支援を受けた児童であって別に定めるもの）</p>	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	23,330円	私立高等学校	34,540円
公私別	保護単価(月額)								
国・公立高等学校	23,330円								
私立高等学校	34,540円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(12) 夏季等特別行事	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,150円×夏季等特別行事参加措置児童数
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,760円×12月初日の措置又は一時保護児童数



費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(14) 医療費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。</p>	<p>その児童等の医療に必要な経費</p>	<p>次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法（大正11年法律第70号）の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、自立援助ホームの入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。</p>
(15) 職業補導費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であつて義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(16) 冷 暖 房 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、自立援助ホーム、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の冷暖房費	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合においては、算式(2)により、一時保護児においては、算式(3)により算定した額。</p> <p>算式(1) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数</p> <p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>算式(3) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					
(16) 冷 暖 房 費			冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)					
			級地別 施設種別	1級地	2級地	3級地	4級地	その他
			児童養護施設	5,290円	4,980円	4,920円	3,780円	870円
			児童自立支援施設	6,080円	5,700円	5,630円	4,330円	870円
			里親	3,640円	3,490円	3,450円	2,760円	870円
			母子生活支援施設	2,440円	2,240円	2,210円	1,660円	130円
			乳児院	8,780円	8,130円	8,020円	6,240円	870円
			児童心理治療施設	6,520円	6,090円	6,010円	4,640円	870円
			一時保護所	4,740円	4,470円	4,420円	3,530円	870円
			ファミリーホーム	4,840円	4,580円	4,530円	3,460円	870円
			自立援助ホームA	5,850円	5,490円	5,420円	4,170円	870円
			自立援助ホームB	2,810円	2,580円	2,540円	1,870円	130円

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(16) 冷 暖 房 費			<p>(注1) この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</p> <p>(注2) 「自立援助ホームA」は、別に定める基準に該当する場合とし、「自立援助ホームB」は、それ以外とする。</p> <p>(注3) 児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</p> <p>(注4) 「一時保護所」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とし、表の施設種別以外に一時保護委託した場合は、「一時保護所」の単価を用いること。</p> <p>(注5) 「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合(自立援助ホームBを除く。)は次の表を用いること。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																																																		
(16) 冷 暖 房 費			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="898 421 1045 604">級地別 施設種別</th> <th data-bbox="1045 421 1125 604">旧5級地</th> <th data-bbox="1125 421 1204 604">旧4級地</th> <th data-bbox="1204 421 1284 604">旧3級地</th> <th data-bbox="1284 421 1375 604">旧2級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="898 604 1045 672">児童養護施設</td> <td data-bbox="1045 604 1125 672">2,730 円</td> <td data-bbox="1125 604 1204 672">2,090 円</td> <td data-bbox="1204 604 1284 672">1,350 円</td> <td data-bbox="1284 604 1375 672">1,010 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 672 1045 739">児童自立支援施設</td> <td data-bbox="1045 672 1125 739">2,730 円</td> <td data-bbox="1125 672 1204 739">2,090 円</td> <td data-bbox="1204 672 1284 739">1,350 円</td> <td data-bbox="1284 672 1375 739">1,010 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 739 1045 795">里親</td> <td data-bbox="1045 739 1125 795">2,730 円</td> <td data-bbox="1125 739 1204 795">2,090 円</td> <td data-bbox="1204 739 1284 795">1,350 円</td> <td data-bbox="1284 739 1375 795">1,010 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 795 1045 862">母子生活支援施設</td> <td data-bbox="1045 795 1125 862">450 円</td> <td data-bbox="1125 795 1204 862">380 円</td> <td data-bbox="1204 795 1284 862">240 円</td> <td data-bbox="1284 795 1375 862">150 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 862 1045 929">乳児院</td> <td data-bbox="1045 862 1125 929">2,890 円</td> <td data-bbox="1125 862 1204 929">2,270 円</td> <td data-bbox="1204 862 1284 929">1,440 円</td> <td data-bbox="1284 862 1375 929">1,050 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 929 1045 996">児童心理治療施設</td> <td data-bbox="1045 929 1125 996">2,730 円</td> <td data-bbox="1125 929 1204 996">2,090 円</td> <td data-bbox="1204 929 1284 996">1,350 円</td> <td data-bbox="1284 929 1375 996">1,010 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 996 1045 1064">一時保護所</td> <td data-bbox="1045 996 1125 1064">2,730 円</td> <td data-bbox="1125 996 1204 1064">2,090 円</td> <td data-bbox="1204 996 1284 1064">1,350 円</td> <td data-bbox="1284 996 1375 1064">1,010 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 1064 1045 1131">ファミリーホーム</td> <td data-bbox="1045 1064 1125 1131">2,730 円</td> <td data-bbox="1125 1064 1204 1131">2,090 円</td> <td data-bbox="1204 1064 1284 1131">1,350 円</td> <td data-bbox="1284 1064 1375 1131">1,010 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 1131 1045 1191">自立援助ホームA</td> <td data-bbox="1045 1131 1125 1191">2,730 円</td> <td data-bbox="1125 1131 1204 1191">2,090 円</td> <td data-bbox="1204 1131 1284 1191">1,350 円</td> <td data-bbox="1284 1131 1375 1191">1,010 円</td> </tr> </tbody> </table>	級地別 施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	児童養護施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円	児童自立支援施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円	里親	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円	母子生活支援施設	450 円	380 円	240 円	150 円	乳児院	2,890 円	2,270 円	1,440 円	1,050 円	児童心理治療施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円	一時保護所	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円	ファミリーホーム	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円	自立援助ホームA	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
級地別 施設種別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地																																																	
児童養護施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円																																																	
児童自立支援施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円																																																	
里親	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円																																																	
母子生活支援施設	450 円	380 円	240 円	150 円																																																	
乳児院	2,890 円	2,270 円	1,440 円	1,050 円																																																	
児童心理治療施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円																																																	
一時保護所	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円																																																	
ファミリーホーム	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円																																																	
自立援助ホームA	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円																																																	
(17) 就 職 支 度 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価82,760円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価198,540円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>																																																		

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(18) 自 立 学 生 進 活 学 支 等 度 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価82,760円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価198,540円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数
(19) 葬 祭 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの(以下「死亡児」という)	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が159,040円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価161,290円×死亡児数

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。
(21) 里親手当	里親委託児童	その児童に係る委託手当	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 90,000円×1人 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 141,000円×1人
(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童	新たに措置した際に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>里親委託児童又はファミリーホーム入所児童</p> <p>算式(1)</p> <p>受託支度費1件当たり保護単価 44,630円を上限として、実費を合算した額。</p> <p>自立援助ホーム入所児童（別に定める基準に該当するものに限る）</p> <p>算式(2)</p> <p>受託支度費1件当たり保護単価 44,630円を上限として、実費を合算した額。</p>
(24) 委一託時手保当護	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	<p>次の算式により算定した額</p> <p>算式(1)</p> <p>保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより医療機関へ一時保護委託した児童</p> <p>一時保護委託児童数×日額36,460円</p> <p>算式(2)</p> <p>(1)を除く一時保護委託児童</p> <p>一時保護委託児童数×日額4,630円</p>
(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費



費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(26) 通一学時送迎保護費委託児童	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額1,860円
(27) 防災対策費	自立援助ホーム若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費	総合的な防災対策の充実にかかる実費の合算額（ただし、45万円以内）とし、3月分の措置費等として支弁する。
(28) 視力矯正費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、自立援助ホーム、若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児	その児童等の視力矯正に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する場合にかかる実費。

### 3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

## 第5 徴収金基準額

### 1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定

した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。)により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とすること。

表1 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年6月30日まで）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500円
C2	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000円
D2		15,001円から 40,000円まで	13,500円
D3		40,001円から 70,000円まで	18,700円
D4		70,001円から 183,000円まで	29,000円
D5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)

D 6		403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるとときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるとときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるとときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるとときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるとときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えると	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えると

			きは143,800円とする。 。)	する。)
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備考	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」という。)の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。))、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等</p>			

の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項

- 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。
- 4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。
  - (1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）
  - (2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。
  - (3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」  
…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
    - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
    - イ 療育手帳制度要綱（「養育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生労働事務次官通知）の別紙）に定める療育手帳の交付を受けた者。
    - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。
    - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
  - (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。
- 5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準

額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」(「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)の別紙)等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。))をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

	<p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
--	--

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム	
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円	
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円	3,300円
D2		9,001円から 27,000円まで	9,000円	4,500円
D3		27,001円から 57,000円まで	13,500円	6,700円
D4		57,001円から 93,000円まで	18,700円	9,300円
D5		93,001円から 177,300円まで	29,000円	14,500円
D6		177,301円から 258,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	20,600円
D7		258,101円から 348,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）



D 8		348,101円から 456,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 9		456,101円から 583,200円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D10		583,201円から 704,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D11		704,001円から 852,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D12		852,001円から 1,044,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D13		1,044,001円から 1,225,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)

			。)	
D14		1,225,501円から 1,426,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D15		1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収
備考	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</p> <p>ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。</p> <p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯(自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。)</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児(者)」(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。)又は障害者総合</p>			

支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」

…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特

	<p>別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、出産一時金が、488,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
--	--

## 2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費は、徴収の対象とはならないこと。

### 算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）+事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

### 算式(2)

[（事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

## 第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。

#### 第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき内閣総理大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

#### 第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

別表 1

事務費の保護単価[児童 1 人(母子生活支援施設については 1 世帯)当たり]表

1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	325,190	316,590	314,440	307,990	303,690	295,090	288,640	282,190
21～25人	286,470	278,870	276,970	271,260	267,460	259,860	254,160	248,460
26～30	247,750	241,140	239,490	234,540	231,240	224,630	219,670	214,720
31～35	231,330	225,140	223,590	218,950	215,850	209,670	205,030	200,390
36～40	214,910	209,130	207,690	203,370	200,480	194,710	190,380	186,060
41～45	210,660	204,930	203,500	199,210	196,350	190,620	186,330	182,040
46～50	184,440	179,430	178,180	174,420	171,910	166,900	163,140	159,380
51～55	179,810	174,920	173,690	170,030	167,580	162,680	159,010	155,340
56～60	175,180	170,410	169,210	165,640	163,240	158,470	154,890	151,310
61～65	170,740	166,090	164,930	161,430	159,100	154,450	150,960	147,460
66～70	166,310	161,770	160,630	157,230	154,960	150,420	147,020	143,610
71～75	162,340	157,910	156,800	153,480	151,260	146,820	143,500	140,170
76～80	158,380	154,050	152,970	149,720	147,560	143,220	139,980	136,730
81～85	155,510	151,260	150,190	147,000	144,870	140,620	137,420	134,240
86～90	152,640	148,460	147,420	144,280	142,190	138,010	134,870	131,730
91～95	149,470	145,380	144,360	141,300	139,250	135,160	132,100	129,030
96～100	146,300	142,310	141,310	138,320	136,320	132,330	129,330	126,340
101～105	144,710	140,750	139,770	136,800	134,820	130,870	127,900	124,940
106～110	143,120	139,200	138,220	135,290	133,330	129,420	126,480	123,540
111～115	141,520	137,640	136,670	133,770	131,830	127,960	125,050	122,150
116～120	139,910	136,080	135,120	132,250	130,330	126,490	123,620	120,750
121～125	138,460	134,670	133,710	130,870	128,970	125,170	122,330	119,480
126～130	137,010	133,250	132,310	129,490	127,610	123,850	121,030	118,210
131～135	136,090	132,350	131,410	128,610	126,740	123,000	120,190	117,380
136～140	135,160	131,440	130,510	127,720	125,860	122,140	119,350	116,570
141～145	133,820	130,130	129,210	126,450	124,610	120,920	118,150	115,390
146～150	132,480	128,830	127,910	125,170	123,350	119,700	116,960	114,220
151人以上	131,810	128,180	127,270	124,540	122,720	119,090	116,360	113,640

(1) 児童養護施設 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	346,140	336,870	334,550	327,600	322,970	313,700	306,750	299,800
21～25人	303,930	295,770	293,730	287,610	283,530	275,370	269,250	263,130
26～30	261,720	254,670	252,910	247,620	244,090	237,040	231,750	226,460
31～35	243,790	237,200	235,550	230,610	227,320	220,730	215,800	210,860
36～40	225,850	219,730	218,200	213,610	210,550	204,440	199,840	195,250

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	1,473,700	1,442,100	1,434,200	1,410,500	1,394,700	1,363,090	1,339,390	1,315,690

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	288,630	281,470	279,680	274,310	270,730	263,570	258,200	252,830
31～35人	272,080	265,270	263,570	258,460	255,060	248,260	243,160	238,050
36～40	255,520	249,080	247,460	242,620	239,390	232,950	228,110	223,270
41～45	251,580	245,120	243,500	238,650	235,410	228,950	224,100	219,240
46～50	236,710	230,570	229,040	224,430	221,370	215,230	210,620	206,020
51～55	230,620	224,620	223,120	218,620	215,620	209,620	205,110	200,610
56～60	224,530	218,670	217,200	212,800	209,870	204,000	199,600	195,200
61～65	219,450	213,700	212,260	207,940	205,060	199,300	194,980	190,670
66～70	214,380	208,730	207,310	203,080	200,250	194,610	190,370	186,130
71～75	209,710	204,170	202,780	198,620	195,850	190,290	186,140	181,980
76～80	205,060	199,610	198,250	194,160	191,440	185,990	181,900	177,820
81～85	201,740	196,360	195,010	190,970	188,280	182,900	178,860	174,820
86～90	198,420	193,100	191,770	187,780	185,120	179,800	175,810	171,820
91～95	194,840	189,580	188,270	184,330	181,700	176,450	172,510	168,570
96～100	191,250	186,070	184,770	180,880	178,280	173,100	169,210	165,320
101～105	189,750	184,600	183,310	179,450	176,880	171,730	167,870	164,010
106～110	188,240	183,140	181,860	178,030	175,480	170,370	166,540	162,710
111～115	186,460	181,390	180,130	176,330	173,800	168,740	164,940	161,140
116～120	184,670	179,650	178,400	174,630	172,120	167,100	163,330	159,560
121～125	183,600	178,590	177,340	173,590	171,090	166,090	162,340	158,590
126～130	182,510	177,530	176,290	172,550	170,060	165,090	161,350	157,620
131～135	181,110	176,170	174,930	171,220	168,750	163,800	160,090	156,380
136～140	179,720	174,800	173,570	169,890	167,430	162,520	158,830	155,140
141～145	178,600	173,710	172,490	168,820	166,370	161,470	157,800	154,130
146～150	177,500	172,620	171,400	167,740	165,310	160,430	156,770	153,110
151人以上	176,550	171,700	170,490	166,850	164,420	159,570	155,930	152,280

(4) 乳児院（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	852,980	830,290	824,610	807,590	796,240	773,550	756,530	739,500
11～15人	674,380	656,250	651,710	638,110	629,040	610,900	597,290	583,690
16～20	601,180	584,630	580,500	568,090	559,810	543,270	530,860	518,450
21～25	525,510	511,000	507,370	496,490	489,240	474,730	463,850	452,970
26～30	505,220	491,210	487,710	477,210	470,210	456,210	445,710	435,200
31～35	490,410	476,780	473,380	463,170	456,350	442,740	432,520	422,310
36～40	475,600	462,360	459,050	449,120	442,500	429,260	419,330	409,400
41～45	462,870	449,960	446,730	437,050	430,590	417,690	408,010	398,330
46～50	450,140	437,560	434,420	424,980	418,690	406,120	396,680	387,250
51～55	444,910	432,460	429,350	420,020	413,800	401,350	392,020	382,690
56～60	439,670	427,360	424,290	415,050	408,900	396,590	387,360	378,130
61～65	434,950	422,760	419,720	410,580	404,480	392,300	383,160	374,020
66～70	430,220	418,160	415,140	406,100	400,070	388,010	378,960	369,910
71～75	426,040	414,080	411,090	402,130	396,160	384,200	375,240	366,280
76～80	421,850	410,000	407,040	398,160	392,240	380,390	371,510	362,630
81～85	417,820	406,090	403,150	394,350	388,480	376,740	367,930	359,130
86～90	413,800	402,170	399,260	390,530	384,720	373,080	364,360	355,630
91人以上	409,370	397,860	394,980	386,340	380,590	369,070	360,440	351,800

(4) 乳児院（2歳児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	748,370	728,660	723,730	708,950	699,100	679,390	664,620	649,840
11～15人	606,970	590,710	586,640	574,450	566,310	550,050	537,850	525,660
16～20	523,250	508,880	505,290	494,510	487,320	472,950	462,170	451,390
21～25	484,000	470,620	467,280	457,240	450,550	437,170	427,140	417,100
26～30	453,780	441,190	438,040	428,590	422,290	409,690	400,240	390,790
31～35	440,000	427,750	424,690	415,510	409,390	397,140	387,960	378,780
36～40	426,210	414,320	411,350	402,430	396,490	384,600	375,680	366,760
41～45	412,420	400,890	398,000	389,350	383,590	372,050	363,400	354,750
46～50	398,640	387,450	384,660	376,270	370,680	359,500	351,120	342,730
51～55	394,100	383,040	380,270	371,970	366,440	355,380	347,080	338,790
56～60	389,560	378,610	375,880	367,670	362,200	351,260	343,050	334,840
61～65	385,020	374,200	371,490	363,370	357,960	347,130	339,010	330,900
66～70	380,480	369,780	367,100	359,070	353,720	343,010	334,980	326,950
71～75	375,940	365,360	362,710	354,770	349,470	338,890	330,950	323,010
76～80	371,400	360,940	358,320	350,470	345,230	334,760	326,910	319,060
81～85	366,870	356,520	353,930	346,170	340,990	330,640	322,880	315,110
86～90	362,330	352,100	349,540	341,860	336,750	326,520	318,840	311,170
91人以上	357,790	347,680	345,150	337,560	332,510	322,390	314,810	307,220



(4) 乳児院（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	634,030	617,470	613,330	600,900	592,620	576,050	563,630	551,210
11～15人	461,440	449,350	446,320	437,250	431,200	419,110	410,040	400,960
16～20	386,820	376,350	373,740	365,890	360,660	350,190	342,340	334,490
21～25	353,020	343,390	340,990	333,770	328,950	319,320	312,100	304,880
26～30	326,450	317,490	315,260	308,540	304,070	295,110	288,400	281,680
31～35	311,750	303,180	301,040	294,610	290,320	281,750	275,320	268,890
36～40	297,050	288,860	286,810	280,670	276,570	268,380	262,240	256,100
41～45	282,360	274,550	272,590	266,740	262,830	255,020	249,160	243,300
46～50	267,660	260,230	258,370	252,800	249,080	241,650	236,080	230,510
51～55	262,580	255,280	253,460	247,980	244,340	237,040	231,570	226,100
56～60	257,490	250,330	248,540	243,170	239,590	232,420	227,050	221,680
61～65	252,410	245,380	243,620	238,350	234,840	227,810	222,540	217,270
66～70	247,320	240,430	238,710	233,540	230,090	223,200	218,030	212,860
71～75	242,240	235,480	233,790	228,720	225,340	218,580	213,510	208,440
76～80	237,150	230,530	228,870	223,900	220,590	213,970	209,000	204,030
81～85	232,070	225,580	223,960	219,090	215,840	209,350	204,480	199,620
86～90	226,990	220,630	219,040	214,270	211,100	204,740	199,970	195,200
91人以上	221,900	215,680	214,120	209,460	206,350	200,120	195,460	190,790

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	658,580	641,250	636,920	623,930	615,260	597,930	584,940	571,940

(6) 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	182,350	178,070	176,730	173,790	171,650	167,360	164,150	160,940
11～20世帯	159,510	155,450	154,300	151,390	149,360	145,290	142,240	139,200
21～30	127,650	124,330	123,410	121,020	119,360	116,050	113,560	111,080
31～40	96,090	93,610	92,920	91,120	89,880	87,390	85,530	83,670
41～50	86,650	84,420	83,800	82,180	81,060	78,820	77,150	75,470
51世帯以上	77,210	75,220	74,670	73,240	72,240	70,250	68,760	67,270

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
1世帯につき	円	円	円	円	円	円	円	円
	151,880	148,550	147,720	145,230	143,560	140,230	137,740	135,240

(8) 児童心理治療施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	459,000	446,210	443,150	436,850	433,350	420,590	410,840	401,630
21～25人	411,670	400,150	397,340	391,460	388,110	376,600	367,890	359,450
26～30人	364,330	354,090	351,530	346,070	342,860	332,620	324,940	317,260
31～35人	345,700	335,960	333,520	328,180	325,020	315,270	307,960	300,650
36～40	327,070	317,820	315,510	310,310	307,180	297,930	290,990	284,050
41～45	313,400	304,500	302,280	297,130	294,010	285,110	278,440	271,770
46人以上	299,730	291,180	289,050	283,970	280,840	272,300	265,890	259,480

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
区分								
児童自立支援施設通所部	円	円	円	円	円	円	円	円
	75,360	73,190	72,650	71,020	69,940	67,770	66,140	64,510

(10) 児童心理治療施設通所部

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
区分								
児童心理治療施設通所部	円	円	円	円	円	円	円	円
	114,680	111,330	110,500	107,980	106,310	102,960	100,450	97,940

(11) 自立援助ホーム

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	256,620	251,210	249,860	245,800	243,090	237,680	233,620	229,560
7～9人	230,660	225,320	223,980	219,970	217,300	211,950	207,950	203,940
10～12	217,680	212,370	211,040	207,060	204,400	199,090	195,110	191,130
13～15	209,890	204,600	203,280	199,310	196,670	191,380	187,410	183,440
16～18	204,700	199,420	198,110	194,150	191,510	186,230	182,270	178,320
19人以上	200,620	195,350	194,030	190,080	187,450	182,180	178,230	174,280

(12) ファミリーホーム

地域区分 現員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	199,750	196,380	195,540	193,010	191,330	187,960	185,430	182,900
6人	166,460	163,650	162,950	160,840	159,440	156,630	154,520	152,420

(13) 一時保護所

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	12,721,160	12,391,460	12,309,040	12,061,770	11,896,920	11,567,230	11,319,960	11,072,690
6～10人	18,579,100	18,070,260	17,943,050	17,561,420	17,307,000	16,798,170	16,416,530	16,034,900
11～15	29,789,830	28,951,300	28,741,660	28,112,760	27,693,500	26,854,970	26,226,070	25,597,170
16～20	35,647,780	34,630,100	34,375,680	33,612,410	33,103,570	32,085,900	31,322,640	30,559,380
21～25	41,505,730	40,308,900	40,009,690	39,112,060	38,513,650	37,316,840	36,419,210	35,521,590
26～30	47,363,670	45,987,700	45,643,700	44,611,720	43,923,730	42,547,770	41,515,780	40,483,800
31～35	57,897,960	56,192,290	55,765,870	54,486,610	53,633,780	51,928,130	50,648,870	49,369,620
36～40	63,755,910	61,871,090	61,399,880	59,986,260	59,043,860	57,159,060	55,745,450	54,331,840
41～45	69,613,850	67,549,890	67,033,900	65,485,920	64,453,940	62,390,000	60,842,020	59,294,050
46～50	75,471,800	73,228,690	72,667,910	70,985,570	69,864,020	67,620,930	65,938,590	64,256,260
51～55	81,329,750	78,907,490	78,301,920	76,485,220	75,274,100	72,851,870	71,035,160	69,218,470
56～60	87,187,690	84,586,290	83,935,930	81,984,870	80,684,180	78,082,800	76,131,740	74,180,690
61～65	93,045,640	90,265,090	89,569,950	87,484,520	86,094,260	83,313,730	81,228,310	79,142,900
66～70	98,903,590	95,943,890	95,203,960	92,984,180	91,504,340	88,544,670	86,324,880	84,105,110

※1か所当たりの年額

## 2 加算分保護単価

### (1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価

#### ア 5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	325,190	316,590	314,440	307,990	303,690	295,090	288,640	282,190
21～25人	295,220	287,360	285,400	279,510	275,590	267,740	261,850	255,960
26～30	265,240	258,140	256,360	251,040	247,480	240,380	235,050	229,720
31～35	246,930	240,290	238,630	233,660	230,350	223,710	218,740	213,770
36～40	228,610	222,450	220,910	216,290	213,210	207,050	202,430	197,810
41～45	222,750	216,680	215,170	210,620	207,580	201,510	196,960	192,410
46～50	194,940	189,630	188,300	184,310	181,660	176,350	172,360	168,380
51～55	190,010	184,830	183,530	179,640	177,050	171,870	167,980	164,090
56～60	185,090	180,040	178,770	174,980	172,450	167,390	163,600	159,800
61～65	180,440	175,510	174,280	170,570	168,110	163,180	159,480	155,780
66～70	175,790	170,980	169,780	166,170	163,770	158,960	155,350	151,750
71～75	171,670	166,970	165,800	162,270	159,920	155,230	151,700	148,170
76～80	167,550	162,960	161,810	158,370	156,070	151,480	148,040	144,600
81～85	165,520	160,980	159,850	156,440	154,170	149,630	146,230	142,820
86～90	163,490	159,000	157,880	154,510	152,270	147,770	144,410	141,040
91～95	160,120	155,740	154,640	151,340	149,150	144,760	141,470	138,170
96～100	156,760	152,470	151,400	148,180	146,030	141,740	138,520	135,310
101～105	155,010	150,760	149,700	146,520	144,390	140,140	136,960	133,780
106～110	153,260	149,060	148,010	144,850	142,750	138,550	135,400	132,240
111～115	151,530	147,370	146,330	143,210	141,130	136,970	133,860	130,730
116～120	149,800	145,680	144,650	141,570	139,510	135,390	132,310	129,220
121～125	148,240	144,160	143,140	140,080	138,050	133,970	130,910	127,850
126～130	146,680	142,640	141,630	138,600	136,580	132,540	129,520	126,490
131～135	146,280	142,250	141,240	138,220	136,200	132,170	129,150	126,130
136～140	145,880	141,850	140,850	137,830	135,820	131,800	128,780	125,760
141～145	144,410	140,430	139,430	136,440	134,450	130,460	127,470	124,480
146～150	142,950	139,000	138,010	135,050	133,070	129,120	126,160	123,200
151人以上	142,410	138,470	137,490	134,530	132,570	128,630	125,680	122,720

ア 5 : 1 の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	346,140	336,870	334,550	327,600	322,970	313,700	306,750	299,800
21～25人	312,680	304,270	302,170	295,860	291,660	283,250	276,940	270,630
26～30	279,210	271,660	269,780	264,110	260,340	252,790	247,130	241,460
31～35	259,380	252,350	250,590	245,320	241,810	234,780	229,510	224,230
36～40	239,550	233,040	231,410	226,530	223,280	216,770	211,890	207,010

イ 4.5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	325,190	316,590	314,440	307,990	303,690	295,090	288,640	282,190
21～25人	303,900	295,800	293,780	287,700	283,650	275,560	269,480	263,410
26～30	282,610	275,010	273,120	267,420	263,620	256,020	250,320	244,620
31～35	262,410	255,340	253,570	248,270	244,730	237,660	232,360	227,050
36～40	242,220	235,670	234,030	229,120	225,850	219,300	214,390	209,480
41～45	234,770	228,360	226,750	221,950	218,750	212,330	207,520	202,720
46～50	205,360	199,750	198,350	194,140	191,340	185,730	181,530	177,320
51～55	200,150	194,680	193,300	189,200	186,470	181,000	176,890	172,790
56～60	194,940	189,600	188,270	184,260	181,600	176,260	172,250	168,250
61～65	191,340	186,090	184,780	180,850	178,230	172,980	169,050	165,120
66～70	187,730	182,580	181,290	177,430	174,860	169,710	165,850	161,990
71～75	183,300	178,270	177,010	173,240	170,730	165,700	161,920	158,150
76～80	178,870	173,960	172,730	169,040	166,580	161,680	157,990	154,310
81～85	176,600	171,750	170,530	166,890	164,470	159,610	155,970	152,330
86～90	174,330	169,540	168,340	164,730	162,340	157,540	153,940	150,350
91～95	170,780	166,080	164,910	161,390	159,040	154,350	150,830	147,310
96～100	167,220	162,630	161,480	158,040	155,750	151,160	147,720	144,280
101～105	165,310	160,770	159,630	156,230	153,960	149,420	146,010	142,610
106～110	163,400	158,910	157,780	154,410	152,170	147,680	144,310	140,940
111～115	162,260	157,800	156,680	153,330	151,100	146,640	143,290	139,940
116～120	161,130	156,690	155,580	152,250	150,030	145,600	142,270	138,940
121～125	159,400	155,000	153,910	150,610	148,410	144,020	140,730	137,430
126～130	157,670	153,320	152,230	148,970	146,800	142,440	139,190	135,920
131～135	157,120	152,780	151,700	148,440	146,280	141,940	138,690	135,430
136～140	156,580	152,250	151,160	147,920	145,760	141,430	138,180	134,930
141～145	154,990	150,700	149,620	146,410	144,260	139,980	136,760	133,550
146～150	153,390	149,150	148,080	144,900	142,780	138,530	135,340	132,160
151人以上	153,140	148,900	147,840	144,650	142,530	138,300	135,120	131,930

イ 4.5:1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	346,140	336,870	334,550	327,600	322,970	313,700	306,750	299,800
21～25人	321,360	312,710	310,540	304,050	299,720	291,070	284,580	278,080
26～30	296,580	288,540	286,530	280,490	276,470	268,430	262,400	256,360
31～35	274,870	267,400	265,530	259,930	256,200	248,720	243,120	237,520
36～40	253,160	246,260	244,540	239,360	235,920	229,020	223,850	218,680

ウ 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	351,420	342,080	339,740	332,730	328,060	318,710	311,700	304,690
21～25人	325,770	317,050	314,870	308,320	303,960	295,240	288,700	282,160
26～30	300,110	292,010	289,990	283,910	279,870	271,770	265,700	259,630
31～35	279,750	272,180	270,290	264,620	260,830	253,270	247,590	241,920
36～40	259,390	252,360	250,590	245,320	241,800	234,770	229,490	224,210
41～45	253,810	246,860	245,120	239,910	236,430	229,490	224,270	219,060
46～50	226,280	220,070	218,520	213,870	210,770	204,570	199,910	195,260
51～55	220,130	214,090	212,580	208,050	205,040	198,990	194,470	189,930
56～60	214,000	208,120	206,650	202,240	199,300	193,420	189,020	184,610
61～65	209,630	203,870	202,430	198,110	195,220	189,460	185,140	180,820
66～70	205,270	199,620	198,210	193,970	191,150	185,500	181,260	177,030
71～75	200,170	194,660	193,290	189,150	186,400	180,890	176,760	172,630
76～80	195,090	189,710	188,370	184,340	181,650	176,280	172,250	168,220
81～85	193,200	187,880	186,540	182,550	179,880	174,550	170,560	166,560
86～90	191,310	186,030	184,710	180,750	178,110	172,830	168,870	164,910
91～95	187,120	181,960	180,670	176,800	174,220	169,070	165,200	161,330
96～100	182,930	177,890	176,630	172,860	170,340	165,300	161,530	157,750
101～105	181,680	176,680	175,430	171,670	169,170	164,170	160,410	156,660
106～110	180,440	175,460	174,220	170,490	168,000	163,030	159,300	155,560
111～115	178,430	173,500	172,280	168,580	166,120	161,190	157,500	153,810
116～120	176,410	171,540	170,320	166,670	164,230	159,360	155,710	152,050
121～125	175,300	170,460	169,250	165,610	163,190	158,350	154,720	151,080
126～130	174,190	169,370	168,170	164,560	162,150	157,330	153,720	150,100
131～135	173,570	168,770	167,570	163,960	161,560	156,760	153,150	149,540
136～140	172,960	168,160	166,960	163,370	160,970	156,180	152,580	148,990
141～145	171,900	167,120	165,930	162,360	159,980	155,200	151,630	148,060
146～150	170,840	166,090	164,910	161,350	158,980	154,240	150,680	147,120
151人以上	169,690	164,980	163,800	160,270	157,910	153,200	149,670	146,140



ウ 4：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	372,380	362,360	359,860	352,350	347,340	337,330	329,820	322,310
21～25人	343,230	333,950	331,630	324,670	320,030	310,760	303,800	296,840
26～30	314,070	305,530	303,400	296,990	292,720	284,180	277,770	271,370
31～35	292,200	284,240	282,250	276,280	272,300	264,340	258,360	252,390
36～40	270,340	262,950	261,100	255,570	251,870	244,490	238,950	233,420

（2）児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価

ア 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	308,100	300,370	298,440	292,640	288,780	281,060	275,260	269,470
31～35人	291,340	283,980	282,130	276,610	272,930	265,560	260,040	254,510
36～40	274,590	267,590	265,830	260,580	257,070	250,070	244,820	239,560
41～45	272,690	265,600	263,830	258,520	254,990	247,900	242,590	237,280
46～50	259,840	253,030	251,330	246,220	242,820	236,010	230,900	225,800
51～55	252,730	246,080	244,420	239,440	236,120	229,470	224,490	219,510
56～60	245,610	239,130	237,520	232,660	229,420	222,940	218,080	213,220
61～65	239,690	233,350	231,760	227,000	223,830	217,480	212,730	207,970
66～70	233,770	227,560	226,000	221,340	218,240	212,030	207,370	202,710
71～75	228,380	222,290	220,770	216,200	213,160	207,070	202,500	197,940
76～80	222,990	217,030	215,530	211,060	208,070	202,110	197,630	193,150
81～85	220,100	214,190	212,700	208,270	205,310	199,390	194,960	190,520
86～90	217,210	211,340	209,880	205,480	202,540	196,680	192,280	187,880
91～95	212,920	207,140	205,700	201,360	198,470	192,690	188,360	184,030
96～100	208,630	202,940	201,520	197,250	194,400	188,710	184,440	180,170
101～105	207,870	202,200	200,780	196,530	193,690	188,020	183,760	179,510
106～110	207,120	201,460	200,050	195,810	192,980	187,330	183,090	178,850
111～115	204,360	198,780	197,380	193,190	190,400	184,820	180,630	176,440
116～120	201,610	196,090	194,710	190,580	187,820	182,310	178,170	174,040
121～125	201,220	195,710	194,320	190,190	187,440	181,920	177,790	173,660
126～130	200,820	195,310	193,930	189,800	187,040	181,530	177,400	173,270
131～135	199,340	193,870	192,500	188,390	185,650	180,180	176,070	171,970
136～140	197,870	192,420	191,070	186,980	184,270	178,820	174,740	170,660
141～145	197,350	191,910	190,550	186,470	183,750	178,310	174,230	170,150
146～150	196,830	191,390	190,030	185,950	183,230	177,800	173,720	169,640
151人以上	194,990	189,600	188,250	184,220	181,520	176,130	172,090	168,050

イ 3.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	327,190	318,910	316,840	310,630	306,490	298,210	292,000	285,790
31～35人	308,390	300,530	298,570	292,670	288,740	280,880	274,990	269,100
36～40	289,600	282,160	280,300	274,720	271,000	263,560	257,980	252,400
41～45	286,000	278,540	276,670	271,070	267,340	259,860	254,260	248,660
46～50	271,460	264,320	262,530	257,170	253,600	246,450	241,090	235,730
51～55	266,410	259,370	257,610	252,330	248,810	241,770	236,490	231,210
56～60	261,360	254,420	252,680	247,490	244,010	237,080	231,880	226,680
61～65	255,740	248,930	247,230	242,120	238,710	231,900	226,800	221,690
66～70	250,130	243,440	241,770	236,760	233,410	226,730	221,710	216,700
71～75	246,380	239,760	238,110	233,150	229,840	223,230	218,270	213,310
76～80	242,620	236,080	234,440	229,540	226,280	219,740	214,830	209,930
81～85	240,080	233,580	231,950	227,080	223,830	217,340	212,470	207,600
86～90	237,530	231,080	229,460	224,620	221,390	214,940	210,100	205,260
91～95	234,660	228,260	226,650	221,840	218,640	212,230	207,420	202,620
96～100	231,790	225,430	223,830	219,060	215,880	209,520	204,740	199,970
101～105	229,540	223,240	221,660	216,930	213,780	207,480	202,760	198,030
106～110	227,290	221,050	219,500	214,810	211,690	205,450	200,770	196,090
111～115	224,870	218,680	217,140	212,510	209,420	203,240	198,600	193,970
116～120	222,440	216,320	214,790	210,200	207,140	201,020	196,440	191,840
121～125	221,540	215,440	213,910	209,340	206,290	200,180	195,600	191,030
126～130	220,640	214,560	213,030	208,470	205,430	199,340	194,780	190,210
131～135	219,370	213,310	211,800	207,250	204,230	198,170	193,630	189,080
136～140	218,100	212,080	210,570	206,050	203,030	197,000	192,480	187,960
141～145	217,100	211,080	209,580	205,070	202,060	196,050	191,540	187,030
146～150	216,090	210,090	208,590	204,090	201,090	195,100	190,600	186,100
151人以上	214,700	208,740	207,250	202,780	199,800	193,840	189,360	184,900

ウ 3 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	346,560	337,720	335,510	328,870	324,450	315,610	308,980	302,350
31～35人	331,930	323,390	321,250	314,850	310,570	302,030	295,620	289,210
36～40	317,310	309,060	307,000	300,820	296,690	288,450	282,260	276,080
41～45	317,200	308,830	306,740	300,460	296,270	287,890	281,620	275,340
46～50	306,160	298,010	295,970	289,850	285,780	277,620	271,510	265,390
51～55	299,370	291,380	289,380	283,380	279,380	271,380	265,380	259,380
56～60	292,590	284,750	282,790	276,900	272,980	265,140	259,260	253,380
61～65	285,520	277,840	275,930	270,160	266,330	258,650	252,900	247,140
66～70	278,450	270,940	269,060	263,420	259,670	252,160	246,530	240,900
71～75	274,600	267,170	265,310	259,740	256,020	248,590	243,020	237,440
76～80	270,750	263,400	261,560	256,040	252,370	245,010	239,500	233,980
81～85	266,920	259,640	257,830	252,370	248,730	241,450	236,000	230,550
86～90	263,090	255,890	254,100	248,700	245,100	237,900	232,510	227,100
91～95	259,020	251,900	250,120	244,780	241,230	234,110	228,770	223,440
96～100	254,950	247,910	246,150	240,880	237,360	230,320	225,050	219,770
101～105	254,350	247,330	245,570	240,310	236,800	229,780	224,510	219,240
106～110	253,760	246,750	245,000	239,740	236,240	229,230	223,970	218,720
111～115	251,150	244,210	242,470	237,270	233,790	226,850	221,640	216,440
116～120	248,540	241,670	239,950	234,790	231,350	224,480	219,320	214,160
121～125	247,530	240,670	238,960	233,810	230,390	223,530	218,390	213,250
126～130	246,520	239,680	237,970	232,840	229,420	222,590	217,460	212,330
131～135	245,880	239,050	237,350	232,220	228,810	221,990	216,870	211,740
136～140	245,240	238,420	236,720	231,610	228,200	221,380	216,270	211,160
141～145	244,170	237,360	235,670	230,570	227,170	220,370	215,270	210,170
146～150	243,090	236,310	234,620	229,530	226,140	219,360	214,280	209,190
151人以上	241,420	234,680	233,000	227,950	224,580	217,840	212,800	207,740

(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価

ア 1.5 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	905,080	880,910	874,860	856,730	844,640	820,470	802,340	784,210
11～15人	709,120	689,990	685,210	670,870	661,310	642,180	627,830	613,490
16～20	601,180	584,630	580,500	568,090	559,810	543,270	530,860	518,450
21～25	546,350	531,250	527,480	516,150	508,600	493,500	482,170	470,850
26～30	522,590	508,090	504,460	493,590	486,340	471,850	460,980	450,100
31～35	509,830	495,660	492,110	481,480	474,400	460,220	449,600	438,970
36～40	497,070	483,230	479,760	469,370	462,450	448,600	438,210	427,830
41～45	484,060	470,560	467,180	457,040	450,290	436,780	426,640	416,510
46～50	471,060	457,890	454,590	444,710	438,120	424,950	415,070	405,190
51～55	465,240	452,220	448,960	439,200	432,690	419,660	409,900	400,130
56～60	459,410	446,550	443,330	433,680	427,250	414,370	404,720	395,070
61～65	455,520	442,750	439,560	429,980	423,590	410,820	401,250	391,680
66～70	451,620	438,950	435,780	426,280	419,950	407,270	397,770	388,270
71～75	446,960	434,410	431,280	421,870	415,590	403,050	393,640	384,220
76～80	442,300	429,880	426,770	417,450	411,240	398,820	389,500	380,180
81～85	438,880	426,540	423,460	414,210	408,040	395,700	386,450	377,200
86～90	435,460	423,210	420,150	410,960	404,840	392,590	383,400	374,220
91人以上	430,650	418,530	415,500	406,410	400,340	388,220	379,130	370,050

イ 1.4 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	905,080	880,910	874,860	856,730	844,640	820,470	802,340	784,210
11～15人	744,100	723,980	718,950	703,860	693,800	673,680	658,590	643,500
16～20	627,230	609,940	605,620	592,660	584,010	566,730	553,760	540,800
21～25	567,340	551,640	547,720	535,940	528,100	512,400	500,620	488,850
26～30	540,080	525,080	521,330	510,090	502,590	487,600	476,350	465,110
31～35	531,060	516,280	512,580	501,500	494,110	479,340	468,260	457,170
36～40	522,030	507,480	503,830	492,920	485,640	471,080	460,160	449,240
41～45	512,220	497,900	494,330	483,590	476,430	462,130	451,390	440,660
46～50	502,400	488,330	484,810	474,270	467,230	453,170	442,620	432,070
51～55	495,010	481,140	477,670	467,270	460,340	446,470	436,070	425,670
56～60	487,630	473,950	470,530	460,280	453,440	439,770	429,520	419,270
61～65	482,410	468,870	465,490	455,340	448,570	435,040	424,890	414,740
66～70	477,190	463,790	460,450	450,400	443,700	430,300	420,260	410,210
71～75	472,460	459,190	455,870	445,910	439,280	426,000	416,050	406,100
76～80	467,730	454,580	451,290	441,430	434,850	421,710	411,850	401,990
81～85	463,890	450,840	447,590	437,800	431,270	418,230	408,440	398,650
86～90	460,060	447,110	443,880	434,160	427,690	414,740	405,030	395,320
91人以上	453,400	440,640	437,450	427,870	421,490	408,720	399,150	389,570

ウ 1.3 : 1 の職員配置を行った場合（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	957,560	931,890	925,470	906,220	893,390	867,720	848,470	829,220
11～15人	778,840	757,730	752,450	736,620	726,070	704,960	689,130	673,300
16～20	653,470	635,430	630,930	617,400	608,390	590,350	576,830	563,310
21～25	588,180	571,890	567,820	555,600	547,460	531,170	518,950	506,730
26～30	574,810	558,830	554,840	542,850	534,860	518,880	506,890	494,910
31～35	562,040	546,390	542,470	530,730	522,900	507,240	495,500	483,760
36～40	549,280	533,940	530,110	518,610	510,940	495,610	484,110	472,610
41～45	536,250	521,260	517,510	506,270	498,770	483,770	472,530	461,280
46～50	523,240	508,580	504,920	493,920	486,590	471,940	460,940	449,950
51～55	517,430	502,920	499,300	488,420	481,160	466,660	455,780	444,910
56～60	511,620	497,270	493,680	482,910	475,740	461,390	450,620	439,860
61～65	507,720	493,470	489,910	479,220	472,090	457,840	447,150	436,460
66～70	503,830	489,670	486,130	475,520	468,440	454,290	443,670	433,060
71～75	500,260	486,200	482,690	472,140	465,110	451,050	440,500	429,960
76～80	496,700	482,730	479,240	468,760	461,770	447,800	437,320	426,850
81～85	492,200	478,350	474,880	464,490	457,570	443,710	433,330	422,940
86～90	487,690	473,960	470,520	460,230	453,360	439,620	429,330	419,020
91人以上	482,890	469,280	465,880	455,680	448,870	435,270	425,060	414,860

エ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	634,030	617,470	613,330	600,900	592,620	576,050	563,630	551,210
11～15人	461,440	449,350	446,320	437,250	431,200	419,110	410,040	400,960
16～20	414,230	402,970	400,160	391,720	386,100	374,850	366,410	357,970
21～25	374,950	364,690	362,130	354,430	349,310	339,050	331,360	323,660
26～30	344,720	335,240	332,870	325,770	321,030	311,550	304,440	297,340
31～35	328,190	319,150	316,890	310,110	305,590	296,540	289,760	282,980
36～40	311,670	303,060	300,910	294,450	290,140	281,530	275,080	268,620
41～45	295,150	286,970	284,930	278,790	274,700	266,530	260,390	254,260
46～50	278,620	270,880	268,940	263,130	259,260	251,520	245,710	239,900
51～55	274,080	266,460	264,550	258,830	255,020	247,390	241,670	235,950
56～60	269,540	262,040	260,160	254,530	250,780	243,270	237,640	232,010
61～65	265,010	257,620	255,770	250,230	246,540	239,150	233,610	228,060
66～70	260,470	253,200	251,380	245,930	242,290	235,020	229,570	224,120
71～75	255,930	248,780	246,990	241,630	238,050	230,900	225,540	220,170
76～80	251,390	244,360	242,600	237,320	233,810	226,770	221,500	216,220
81～85	246,850	239,940	238,210	233,020	229,560	222,650	217,470	212,280
86～90	242,310	235,520	233,820	228,720	225,320	218,530	213,430	208,330
91人以上	237,770	231,100	229,430	224,420	221,080	214,400	209,400	204,390

オ 3 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	634,030	617,470	613,330	600,900	592,620	576,050	563,630	551,210
11～15人	497,980	484,840	481,560	471,700	465,130	451,990	442,130	432,270
16～20	441,610	429,570	426,560	417,540	411,520	399,490	390,460	381,430
21～25	396,850	385,970	383,250	375,090	369,640	358,760	350,600	342,430
26～30	362,970	352,970	350,470	342,970	337,970	327,980	320,480	312,980
31～35	350,110	340,430	338,020	330,760	325,930	316,260	309,000	301,750
36～40	337,240	327,890	325,560	318,550	313,880	304,540	297,530	290,520
41～45	324,370	315,350	313,100	306,340	301,830	292,820	286,060	279,300
46～50	311,500	302,810	300,640	294,130	289,780	281,100	274,580	268,070
51～55	306,420	297,860	295,730	289,310	285,040	276,480	270,070	263,660
56～60	301,330	292,910	290,810	284,490	280,290	271,870	265,550	259,240
61～65	296,250	287,960	285,890	279,680	275,540	267,250	261,040	254,830
66～70	291,160	283,010	280,980	274,860	270,790	262,640	256,530	250,420
71～75	286,080	278,060	276,060	270,050	266,040	258,020	252,010	246,000
76～80	280,990	273,110	271,140	265,230	261,290	253,410	247,500	241,590
81～85	275,910	268,160	266,230	260,410	256,540	248,790	242,980	237,170
86～90	270,820	263,210	261,310	255,600	251,790	244,180	238,470	232,760
91人以上	265,740	258,260	256,390	250,780	247,040	239,570	233,960	228,350

(4) 児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価

ア 4 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	464,010	451,190	447,990	441,690	438,150	425,330	415,720	406,100
21～25	423,740	411,940	408,980	402,890	399,380	387,570	378,720	369,860
26～30	383,470	372,680	369,980	364,100	360,610	349,820	341,720	333,620
31～35	364,680	354,390	351,810	346,060	342,620	332,330	324,610	316,880
36～40	345,890	336,100	333,650	328,030	324,640	314,840	307,490	300,150
41～45	334,290	324,790	322,410	316,820	313,390	303,890	296,760	289,630
46人以上	322,690	313,480	311,180	305,600	302,150	292,940	286,030	279,130

イ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	491,030	477,440	474,040	467,160	463,230	449,640	439,440	429,250
21～25人	446,820	434,350	431,230	424,640	420,800	408,330	398,970	389,620
26～30	402,610	391,260	388,420	382,130	378,370	367,020	358,500	349,990
31～35	381,740	370,960	368,260	362,140	358,450	347,660	339,570	331,480
36～40	360,880	350,650	348,100	342,160	338,540	328,310	320,640	312,970
41～45	347,530	337,640	335,170	329,290	325,670	315,790	308,370	300,960
46人以上	334,180	324,640	322,250	316,420	312,800	303,260	296,100	288,950

ウ 3：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	517,100	502,760	499,180	491,750	487,450	473,110	462,360	451,600
21～25人	469,430	456,310	453,030	445,950	441,780	428,660	418,820	408,980
26～30	421,750	409,850	406,870	400,160	396,120	384,220	375,290	366,360
31～35	405,080	393,610	390,750	384,120	380,100	368,630	360,030	351,430
36～40	388,410	377,380	374,620	368,080	364,070	353,040	344,770	336,510
41～45	378,580	367,790	365,090	358,540	354,470	343,680	335,600	327,510
46人以上	368,750	358,200	355,570	348,990	344,870	334,330	326,420	318,510

(5) 一時保護所の配置改善加算分保護単価

ア 5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	12,721,160	12,391,460	12,309,040	12,061,770	11,896,920	11,567,230	11,319,960	11,072,690
6～10人	18,579,100	18,070,260	17,943,050	17,561,420	17,307,000	16,798,170	16,416,530	16,034,900
11～15	29,789,830	28,951,300	28,741,660	28,112,760	27,693,500	26,854,970	26,226,070	25,597,170
16～20	35,647,780	34,630,100	34,375,680	33,612,410	33,103,570	32,085,900	31,322,640	30,559,380
21～25	41,505,730	40,308,900	40,009,690	39,112,060	38,513,650	37,316,840	36,419,210	35,521,590
26～30	53,221,620	51,666,500	51,277,720	50,111,370	49,333,810	47,778,700	46,612,360	45,446,020
31～35	63,755,910	61,871,090	61,399,880	59,986,260	59,043,860	57,159,060	55,745,450	54,331,840
36～40	69,613,850	67,549,890	67,033,900	65,485,920	64,453,940	62,390,000	60,842,020	59,294,050
41～45	75,471,800	73,228,690	72,667,910	70,985,570	69,864,020	67,620,930	65,938,590	64,256,260
46～50	81,329,750	78,907,490	78,301,920	76,485,220	75,274,100	72,851,870	71,035,160	69,218,470
51～55	87,187,690	84,586,290	83,935,930	81,984,870	80,684,180	78,082,800	76,131,740	74,180,690
56～60	93,045,640	90,265,090	89,569,950	87,484,520	86,094,260	83,313,730	81,228,310	79,142,900
61～65	98,903,590	95,943,890	95,203,960	92,984,180	91,504,340	88,544,670	86,324,880	84,105,110
66～70	104,761,540	101,622,690	100,837,970	98,483,830	96,914,410	93,775,600	91,421,460	89,067,330

※1か所当たりの年額

イ 4.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	12,721,160	12,391,460	12,309,040	12,061,770	11,896,920	11,567,230	11,319,960	11,072,690
6～10人	18,579,100	18,070,260	17,943,050	17,561,420	17,307,000	16,798,170	16,416,530	16,034,900
11～15	35,647,780	34,630,100	34,375,680	33,612,410	33,103,570	32,085,900	31,322,640	30,559,380
16～20	41,505,730	40,308,900	40,009,690	39,112,060	38,513,650	37,316,840	36,419,210	35,521,590
21～25	47,363,670	45,987,700	45,643,700	44,611,720	43,923,730	42,547,770	41,515,780	40,483,800
26～30	53,221,620	51,666,500	51,277,720	50,111,370	49,333,810	47,778,700	46,612,360	45,446,020
31～35	63,755,910	61,871,090	61,399,880	59,986,260	59,043,860	57,159,060	55,745,450	54,331,840
36～40	75,471,800	73,228,690	72,667,910	70,985,570	69,864,020	67,620,930	65,938,590	64,256,260
41～45	81,329,750	78,907,490	78,301,920	76,485,220	75,274,100	72,851,870	71,035,160	69,218,470
46～50	87,187,690	84,586,290	83,935,930	81,984,870	80,684,180	78,082,800	76,131,740	74,180,690
51～55	93,045,640	90,265,090	89,569,950	87,484,520	86,094,260	83,313,730	81,228,310	79,142,900
56～60	98,903,590	95,943,890	95,203,960	92,984,180	91,504,340	88,544,670	86,324,880	84,105,110
61～65	104,761,540	101,622,690	100,837,970	98,483,830	96,914,410	93,775,600	91,421,460	89,067,330
66～70	116,477,430	112,980,290	112,106,000	109,483,130	107,734,570	104,237,470	101,614,600	98,991,750

※1か所当たりの年額

ウ 4 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	12,721,160	12,391,460	12,309,040	12,061,770	11,896,920	11,567,230	11,319,960	11,072,690
6～10人	24,437,050	23,749,060	23,577,070	23,061,070	22,717,080	22,029,100	21,513,110	20,997,120
11～15	35,647,780	34,630,100	34,375,680	33,612,410	33,103,570	32,085,900	31,322,640	30,559,380
16～20	41,505,730	40,308,900	40,009,690	39,112,060	38,513,650	37,316,840	36,419,210	35,521,590
21～25	53,221,620	51,666,500	51,277,720	50,111,370	49,333,810	47,778,700	46,612,360	45,446,020
26～30	59,079,570	57,345,300	56,911,730	55,611,020	54,743,890	53,009,640	51,708,930	50,408,230
31～35	69,613,850	67,549,890	67,033,900	65,485,920	64,453,940	62,390,000	60,842,020	59,294,050
36～40	81,329,750	78,907,490	78,301,920	76,485,220	75,274,100	72,851,870	71,035,160	69,218,470
41～45	87,187,690	84,586,290	83,935,930	81,984,870	80,684,180	78,082,800	76,131,740	74,180,690
46～50	93,045,640	90,265,090	89,569,950	87,484,520	86,094,260	83,313,730	81,228,310	79,142,900
51～55	98,903,590	95,943,890	95,203,960	92,984,180	91,504,340	88,544,670	86,324,880	84,105,110
56～60	110,619,480	107,301,490	106,471,990	103,983,480	102,324,490	99,006,540	96,518,030	94,029,540
61～65	116,477,430	112,980,290	112,106,000	109,483,130	107,734,570	104,237,470	101,614,600	98,991,750
66～70	122,335,380	118,659,090	117,740,010	114,982,780	113,144,650	109,468,400	106,711,180	103,953,970

※1か所当たりの年額



エ 3 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	18,579,100	18,070,260	17,943,050	17,561,420	17,307,000	16,798,170	16,416,530	16,034,900
6～10人	24,437,050	23,749,060	23,577,070	23,061,070	22,717,080	22,029,100	21,513,110	20,997,120
11～15	41,505,730	40,308,900	40,009,690	39,112,060	38,513,650	37,316,840	36,419,210	35,521,590
16～20	53,221,620	51,666,500	51,277,720	50,111,370	49,333,810	47,778,700	46,612,360	45,446,020
21～25	59,079,570	57,345,300	56,911,730	55,611,020	54,743,890	53,009,640	51,708,930	50,408,230
26～30	70,795,460	68,702,900	68,179,750	66,610,320	65,564,050	63,471,510	61,902,080	60,332,660
31～35	87,187,690	84,586,290	83,935,930	81,984,870	80,684,180	78,082,800	76,131,740	74,180,690
36～40	93,045,640	90,265,090	89,569,950	87,484,520	86,094,260	83,313,730	81,228,310	79,142,900
41～45	104,761,540	101,622,690	100,837,970	98,483,830	96,914,410	93,775,600	91,421,460	89,067,330
46～50	116,477,430	112,980,290	112,106,000	109,483,130	107,734,570	104,237,470	101,614,600	98,991,750
51～55	122,335,380	118,659,090	117,740,010	114,982,780	113,144,650	109,468,400	106,711,180	103,953,970
56～60	134,051,270	130,016,690	129,008,040	125,982,090	123,964,810	119,930,270	116,904,320	113,878,390
61～65	145,767,160	141,374,290	140,276,060	136,981,390	134,784,970	130,392,140	127,097,470	123,802,820
66～70	151,625,110	147,053,090	145,910,080	142,481,040	140,195,050	135,623,070	132,194,040	128,765,030

※ 1 か所当たりの年額

オ 2 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	24,437,050	23,749,060	23,577,070	23,061,070	22,717,080	22,029,100	21,513,110	20,997,120
6～10人	36,152,950	35,106,660	34,845,090	34,060,380	33,537,240	32,490,970	31,706,250	30,921,540
11～15	59,079,570	57,345,300	56,911,730	55,611,020	54,743,890	53,009,640	51,708,930	50,408,230
16～20	70,795,460	68,702,900	68,179,750	66,610,320	65,564,050	63,471,510	61,902,080	60,332,660
21～25	88,369,300	85,739,300	85,081,790	83,109,280	81,794,290	79,164,310	77,191,800	75,219,300
26～30	100,085,200	97,096,900	96,349,820	94,108,580	92,614,440	89,626,180	87,384,940	85,143,720
31～35	122,335,380	118,659,090	117,740,010	114,982,780	113,144,650	109,468,400	106,711,180	103,953,970
36～40	134,051,270	130,016,690	129,008,040	125,982,090	123,964,810	119,930,270	116,904,320	113,878,390
41～45	151,625,110	147,053,090	145,910,080	142,481,040	140,195,050	135,623,070	132,194,040	128,765,030
46～50	163,341,010	158,410,690	157,178,100	153,480,350	151,015,200	146,084,940	142,387,190	138,689,460
51～55	180,914,850	175,447,090	174,080,140	169,979,300	167,245,440	161,777,740	157,676,910	153,576,100
56～60	192,630,740	186,804,690	185,348,170	180,978,610	178,065,600	172,239,610	167,870,050	163,500,520
61～65	210,204,580	203,841,090	202,250,210	197,477,560	194,295,840	187,932,410	183,159,770	178,387,160
66～70	221,920,480	215,198,690	213,518,230	208,476,870	205,115,990	198,394,280	193,352,920	188,311,590

※ 1 か所当たりの年額

(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価（現員1人につき）

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(6.5:1)※ <sub>1</sub>	円	円	円	円	円	円	円	円
※ <sub>2</sub> 1.6:1	249,450	242,270	240,480	235,100	231,510	224,330	218,950	213,570
1.5:1	274,390	266,500	264,530	258,610	254,660	246,770	240,850	234,930
1.4:1	304,880	296,110	293,920	287,340	282,960	274,190	267,610	261,030
1.3:1	322,810	313,530	311,210	304,240	299,600	290,310	283,350	276,390
(5:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	238,600	231,740	230,020	224,870	221,440	214,580	209,430	204,280
1.5:1	261,330	253,810	251,930	246,290	242,530	235,020	229,380	223,740
1.4:1	288,830	280,530	278,450	272,220	268,060	259,750	253,520	247,290
1.3:1	322,810	313,530	311,210	304,240	299,600	290,310	283,350	276,390
(4.5:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	228,660	222,080	220,440	215,500	212,220	205,640	200,700	195,770
1.5:1	249,450	242,270	240,480	235,100	231,510	224,330	218,950	213,570
1.4:1	274,390	266,500	264,530	258,610	254,660	246,770	240,850	234,930
1.3:1	304,880	296,110	293,920	287,340	282,960	274,190	267,610	261,030
(4:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	211,070	205,000	203,480	198,930	195,890	189,820	185,270	180,710
1.5:1	228,660	222,080	220,440	215,500	212,220	205,640	200,700	195,770
1.4:1	261,330	253,810	251,930	246,290	242,530	235,020	229,380	223,740
1.3:1	288,830	280,530	278,450	272,220	268,060	259,750	253,520	247,290

※1 少年に対する職員配置状況

※2 乳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)※ <sub>1</sub>	円	円	円	円	円	円	円	円
※ <sub>2</sub> 1.6:1	233,450	226,830	225,180	220,210	216,900	210,290	205,320	200,360
1.5:1	256,790	249,510	247,690	242,230	238,590	231,320	225,860	220,400
1.4:1	285,330	277,240	275,220	269,150	265,110	257,020	250,950	244,880
1.3:1	302,110	293,550	291,400	284,980	280,700	272,140	265,710	259,290
(5:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	223,300	216,970	215,380	210,640	207,470	201,140	196,400	191,650
1.5:1	244,560	237,630	235,900	230,700	227,230	220,300	215,100	209,900
1.4:1	270,310	262,650	260,730	254,980	251,150	243,490	237,740	232,000
1.3:1	302,110	293,550	291,400	284,980	280,700	272,140	265,710	259,290
(4.5:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	213,990	207,930	206,410	201,860	198,830	192,760	188,210	183,660
1.5:1	233,450	226,830	225,180	220,210	216,900	210,290	205,320	200,360
1.4:1	256,790	249,510	247,690	242,230	238,590	231,320	225,860	220,400
1.3:1	285,330	277,240	275,220	269,150	265,110	257,020	250,950	244,880
(4:1)※ <sub>1</sub>								
※ <sub>2</sub> 1.6:1	197,530	191,930	190,530	186,330	183,530	177,930	173,730	169,530
1.5:1	213,990	207,930	206,410	201,860	198,830	192,760	188,210	183,660
1.4:1	244,560	237,630	235,900	230,700	227,230	220,300	215,100	209,900
1.3:1	270,310	262,650	260,730	254,980	251,150	243,490	237,740	232,000

※1 少年に対する職員配置状況

※2 1歳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
(5.5:1)*	165,670	160,970	159,800	156,280	153,930	149,230	145,710	142,190
(5:1)*	155,630	151,220	150,120	146,810	144,600	140,190	136,880	133,570
(4.5:1)*	142,660	138,620	137,610	134,570	132,550	128,510	125,470	122,440
(4:1)*	128,390	124,750	123,840	121,110	119,290	115,660	112,930	110,200

※ 少年に対する職員配置状況

(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)* <sub>1</sub>	円	円	円	円	円	円	円	円
4:1	35,170	34,180	33,930	33,180	32,680	31,680	30,940	30,190
* <sub>2</sub> 3.5:1	53,490	51,980	51,600	50,460	49,700	48,190	47,050	45,910
3:1	77,810	75,610	75,060	73,400	72,300	70,090	68,440	66,780
(5:1)* <sub>1</sub>								
4:1	25,680	24,950	24,770	24,220	23,860	23,130	22,580	22,040
* <sub>2</sub> 3.5:1	44,270	43,020	42,700	41,760	41,130	39,880	38,940	38,000
3:1	68,470	66,530	66,050	64,590	63,620	61,680	60,220	58,770
(4.5:1)* <sub>1</sub>								
4:1	14,260	13,860	13,760	13,450	13,250	12,850	12,540	12,240
* <sub>2</sub> 3.5:1	32,710	31,780	31,550	30,850	30,390	29,460	28,770	28,070
3:1	57,060	55,440	55,040	53,830	53,020	51,400	50,190	48,970
(4:1)* <sub>1</sub>								
* <sub>2</sub> 3.5:1	18,340	17,820	17,690	17,300	17,040	16,520	16,130	15,740
3:1	42,800	41,580	41,280	40,370	39,760	38,550	37,640	36,730

※1 少年に対する職員配置状況

※2 3歳以上児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

## (10) 里親支援専門相談員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,970	27,180	26,980	26,390	25,990	25,200	24,610	24,020
21～25人	22,370	21,740	21,580	21,110	20,790	20,160	19,690	19,210
26～30	18,640	18,120	17,990	17,590	17,330	16,800	16,410	16,010
31～35	15,980	15,530	15,420	15,080	14,850	14,400	14,060	13,720
36～40	13,980	13,590	13,490	13,190	12,990	12,600	12,300	12,010
41～45	12,430	12,080	11,990	11,730	11,550	11,200	10,940	10,670
46～50	11,180	10,870	10,790	10,550	10,390	10,080	9,840	9,610
51～55	10,170	9,880	9,810	9,590	9,450	9,160	8,950	8,730
56～60	9,320	9,060	8,990	8,790	8,660	8,400	8,200	8,000
61～65	8,600	8,360	8,300	8,120	8,000	7,750	7,570	7,390
66～70	7,990	7,760	7,710	7,540	7,420	7,200	7,030	6,860
71～75	7,460	7,240	7,190	7,030	6,930	6,720	6,560	6,400
76～80	6,990	6,790	6,740	6,590	6,500	6,300	6,150	6,000
81～85	6,580	6,390	6,350	6,210	6,110	5,930	5,790	5,650
86～90	6,210	6,040	5,990	5,860	5,770	5,600	5,470	5,330
91～95	5,880	5,720	5,680	5,550	5,470	5,300	5,180	5,050
96～100	5,590	5,430	5,390	5,270	5,200	5,040	4,920	4,800
101～105	5,320	5,170	5,140	5,020	4,950	4,800	4,680	4,570
106～110	5,080	4,940	4,900	4,790	4,720	4,580	4,470	4,360
111～115	4,860	4,720	4,690	4,590	4,520	4,380	4,280	4,170
116～120	4,660	4,530	4,490	4,390	4,330	4,200	4,100	4,000
121～125	4,470	4,340	4,310	4,220	4,160	4,030	3,930	3,840
126～130	4,300	4,180	4,150	4,060	4,000	3,870	3,780	3,690
131～135	4,140	4,020	3,990	3,910	3,850	3,730	3,640	3,550
136～140	3,990	3,880	3,850	3,770	3,710	3,600	3,510	3,430
141～145	3,850	3,740	3,720	3,640	3,580	3,470	3,390	3,310
146～150	3,730	3,620	3,590	3,510	3,460	3,360	3,280	3,200
151人以上	3,600	3,500	3,480	3,400	3,350	3,250	3,170	3,100

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	55,940	54,360	53,970	52,780	51,990	50,410	49,230	48,040
11～15人	37,290	36,240	35,980	35,190	34,660	33,610	32,820	32,030
16～20	27,970	27,180	26,980	26,390	25,990	25,200	24,610	24,020
21～25	22,370	21,740	21,580	21,110	20,790	20,160	19,690	19,210
26～30	18,640	18,120	17,990	17,590	17,330	16,800	16,410	16,010
31～35	15,980	15,530	15,420	15,080	14,850	14,400	14,060	13,720
36～40	13,980	13,590	13,490	13,190	12,990	12,600	12,300	12,010
41～45	12,430	12,080	11,990	11,730	11,550	11,200	10,940	10,670
46～50	11,180	10,870	10,790	10,550	10,390	10,080	9,840	9,610
51～55	10,170	9,880	9,810	9,590	9,450	9,160	8,950	8,730
56～60	9,320	9,060	8,990	8,790	8,660	8,400	8,200	8,000
61～65	8,600	8,360	8,300	8,120	8,000	7,750	7,570	7,390
66～70	7,990	7,760	7,710	7,540	7,420	7,200	7,030	6,860
71～75	7,460	7,240	7,190	7,030	6,930	6,720	6,560	6,400
76～80	6,990	6,790	6,740	6,590	6,500	6,300	6,150	6,000
81～85	6,580	6,390	6,350	6,210	6,110	5,930	5,790	5,650
86～90	6,210	6,040	5,990	5,860	5,770	5,600	5,470	5,330
91人以上	5,880	5,720	5,680	5,550	5,470	5,300	5,180	5,050

## (11) 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価）

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21～25人	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
26～30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46～50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51～55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56～60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61～65	8,480	8,240	8,180	8,000	7,870	7,630	7,450	7,270
66～70	7,880	7,650	7,590	7,420	7,310	7,090	6,920	6,750
71～75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76～80	6,890	6,690	6,640	6,500	6,400	6,200	6,050	5,900
81～85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,690	5,560
86～90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,690	5,510	5,380	5,250
91～95	5,800	5,640	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970
96～100	5,510	5,350	5,310	5,200	5,120	4,960	4,840	4,720
101～105	5,250	5,100	5,060	4,950	4,870	4,720	4,610	4,500
106～110	5,010	4,870	4,830	4,720	4,650	4,510	4,400	4,290
111～115	4,790	4,650	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
116～120	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930
121～125	4,410	4,280	4,250	4,160	4,090	3,970	3,870	3,780
126～130	4,240	4,120	4,090	4,000	3,930	3,810	3,720	3,630
131～135	4,080	3,960	3,930	3,850	3,790	3,670	3,580	3,500
136～140	3,940	3,820	3,790	3,710	3,650	3,540	3,460	3,370
141～145	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,250
146～150	3,670	3,570	3,540	3,460	3,410	3,300	3,220	3,150
151人以上	3,550	3,450	3,430	3,350	3,300	3,200	3,120	3,040

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～35人	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46～50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51～55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56～60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61～65	8,480	8,240	8,180	8,000	7,870	7,630	7,450	7,270
66～70	7,880	7,650	7,590	7,420	7,310	7,090	6,920	6,750
71～75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76～80	6,890	6,690	6,640	6,500	6,400	6,200	6,050	5,900
81～85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,690	5,560
86～90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,690	5,510	5,380	5,250
91～95	5,800	5,640	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970
96～100	5,510	5,350	5,310	5,200	5,120	4,960	4,840	4,720
101～105	5,250	5,100	5,060	4,950	4,870	4,720	4,610	4,500
106～110	5,010	4,870	4,830	4,720	4,650	4,510	4,400	4,290
111～115	4,790	4,650	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
116～120	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930
121～125	4,410	4,280	4,250	4,160	4,090	3,970	3,870	3,780
126～130	4,240	4,120	4,090	4,000	3,930	3,810	3,720	3,630
131～135	4,080	3,960	3,930	3,850	3,790	3,670	3,580	3,500
136～140	3,940	3,820	3,790	3,710	3,650	3,540	3,460	3,370
141～145	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,250
146～150	3,670	3,570	3,540	3,460	3,410	3,300	3,220	3,150
151人以上	3,550	3,450	3,430	3,350	3,300	3,200	3,120	3,040



ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	55,150	53,570	53,180	51,990	51,200	49,620	48,440	47,250
11～15人	36,770	35,710	35,450	34,660	34,130	33,080	32,290	31,500
16～20	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21～25	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
26～30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46～50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51～55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56～60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61～65	8,480	8,240	8,180	8,000	7,870	7,630	7,450	7,270
66～70	7,880	7,650	7,590	7,420	7,310	7,090	6,920	6,750
71～75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76～80	6,890	6,690	6,640	6,500	6,400	6,200	6,050	5,900
81～85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,690	5,560
86～90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,690	5,510	5,380	5,250
91人以上	5,800	5,640	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21～25	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
26～30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46人以上	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	36,770	35,710	35,450	34,660	34,130	33,080	32,290	31,500
11～20世帯	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21～30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51世帯以上	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870

(12) 個別対応職員加算分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 61,280	円 59,530	円 59,090	円 57,770	円 56,890	円 55,140	円 53,820	円 52,500

イ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	36,770	35,710	35,450	34,660	34,130	33,080	32,290	31,500
11～20世帯	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21～30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51世帯以上	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870

## (13) 職業指導員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	24,980	24,280	24,100	23,570	23,220	22,510	21,980	21,460
21～25人	19,980	19,420	19,280	18,860	18,570	18,010	17,590	17,160
26～30	16,650	16,180	16,070	15,710	15,480	15,010	14,650	14,300
31～35	14,270	13,870	13,770	13,470	13,270	12,860	12,560	12,260
36～40	12,490	12,140	12,050	11,780	11,610	11,250	10,990	10,730
41～45	11,100	10,790	10,710	10,470	10,320	10,000	9,770	9,530
46～50	9,990	9,710	9,640	9,430	9,280	9,000	8,790	8,580
51～55	9,080	8,820	8,760	8,570	8,440	8,180	7,990	7,800
56～60	8,320	8,090	8,030	7,850	7,740	7,500	7,330	7,150
61～65	7,680	7,470	7,410	7,250	7,140	6,920	6,760	6,600
66～70	7,130	6,930	6,880	6,730	6,630	6,430	6,280	6,130
71～75	6,660	6,470	6,420	6,280	6,190	6,000	5,860	5,720
76～80	6,240	6,070	6,020	5,890	5,800	5,620	5,490	5,360
81～85	5,870	5,710	5,670	5,540	5,460	5,290	5,170	5,040
86～90	5,550	5,390	5,350	5,230	5,160	5,000	4,880	4,760
91～95	5,260	5,110	5,070	4,960	4,880	4,740	4,620	4,510
96～100	4,990	4,850	4,820	4,710	4,640	4,500	4,390	4,290
101～105	4,750	4,620	4,590	4,490	4,420	4,280	4,180	4,080
106～110	4,540	4,410	4,380	4,280	4,220	4,090	3,990	3,900
111～115	4,340	4,220	4,190	4,100	4,030	3,910	3,820	3,730
116～120	4,160	4,040	4,010	3,920	3,870	3,750	3,660	3,570
121～125	3,990	3,880	3,850	3,770	3,710	3,600	3,510	3,430
126～130	3,840	3,730	3,700	3,620	3,570	3,460	3,380	3,300
131～135	3,700	3,590	3,570	3,490	3,440	3,330	3,250	3,170
136～140	3,560	3,460	3,440	3,360	3,310	3,210	3,140	3,060
141～145	3,440	3,340	3,320	3,250	3,200	3,100	3,030	2,960
146～150	3,330	3,230	3,210	3,140	3,090	3,000	2,930	2,860
151人以上	3,220	3,130	3,110	3,040	2,990	2,900	2,830	2,760

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	17,580	17,080	16,950	16,570	16,320	15,820	15,440	15,060
31～35人	15,070	14,640	14,530	14,210	13,990	13,560	13,230	12,910
36～40	13,180	12,810	12,710	12,430	12,240	11,860	11,580	11,300
41～45	11,720	11,380	11,300	11,050	10,880	10,540	10,290	10,040
46～50	10,550	10,240	10,170	9,940	9,790	9,490	9,260	9,040
51～55	9,590	9,310	9,240	9,040	8,900	8,630	8,420	8,210
56～60	8,790	8,540	8,470	8,280	8,160	7,910	7,720	7,530
61～65	8,110	7,880	7,820	7,650	7,530	7,300	7,120	6,950
66～70	7,530	7,320	7,260	7,100	6,990	6,780	6,620	6,450
71～75	7,030	6,830	6,780	6,630	6,530	6,320	6,170	6,020
76～80	6,590	6,400	6,350	6,210	6,120	5,930	5,790	5,650
81～85	6,200	6,020	5,980	5,850	5,760	5,580	5,450	5,310
86～90	5,860	5,690	5,650	5,520	5,440	5,270	5,140	5,020
91～95	5,550	5,390	5,350	5,230	5,150	4,990	4,870	4,750
96～100	5,270	5,120	5,080	4,970	4,890	4,740	4,630	4,520
101～105	5,020	4,880	4,840	4,730	4,660	4,520	4,410	4,300
106～110	4,790	4,650	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110
111～115	4,580	4,450	4,420	4,320	4,250	4,120	4,020	3,930
116～120	4,390	4,270	4,230	4,140	4,080	3,950	3,860	3,760
121～125	4,220	4,090	4,060	3,970	3,910	3,790	3,700	3,610
126～130	4,050	3,940	3,910	3,820	3,760	3,650	3,560	3,470
131～135	3,900	3,790	3,760	3,680	3,620	3,510	3,430	3,340
136～140	3,760	3,660	3,630	3,550	3,490	3,390	3,310	3,220
141～145	3,630	3,530	3,500	3,430	3,370	3,270	3,190	3,110
146～150	3,510	3,410	3,390	3,310	3,260	3,160	3,080	3,010
151人以上	3,400	3,300	3,280	3,200	3,160	3,060	2,990	2,910

## (14) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	24,660	23,870	23,680	23,090	22,690	21,900	21,310	20,720
21～25人	19,730	19,100	18,940	18,470	18,150	17,520	17,050	16,570
26～30	16,440	15,920	15,780	15,390	15,130	14,600	14,200	13,810
31～35	14,090	13,640	13,530	13,190	12,960	12,510	12,180	11,840
36～40	12,330	11,940	11,840	11,540	11,340	10,950	10,650	10,360
41～45	10,960	10,610	10,520	10,260	10,080	9,730	9,470	9,210
46～50	9,860	9,550	9,470	9,230	9,070	8,760	8,520	8,280
51～55	8,970	8,680	8,610	8,390	8,250	7,960	7,750	7,530
56～60	8,220	7,960	7,890	7,690	7,560	7,300	7,100	6,900
61～65	7,590	7,340	7,280	7,100	6,980	6,740	6,550	6,370
66～70	7,040	6,820	6,760	6,590	6,480	6,250	6,090	5,920
71～75	6,570	6,360	6,310	6,150	6,050	5,840	5,680	5,520
76～80	6,160	5,970	5,920	5,770	5,670	5,470	5,320	5,180
81～85	5,800	5,610	5,570	5,430	5,340	5,150	5,010	4,870
86～90	5,480	5,300	5,260	5,130	5,040	4,860	4,730	4,600
91～95	5,190	5,020	4,980	4,860	4,770	4,610	4,480	4,360
96～100	4,930	4,770	4,730	4,610	4,530	4,380	4,260	4,140
101～105	4,690	4,540	4,510	4,390	4,320	4,170	4,060	3,940
106～110	4,480	4,340	4,300	4,190	4,120	3,980	3,870	3,760
111～115	4,290	4,150	4,110	4,010	3,940	3,810	3,700	3,600
116～120	4,110	3,980	3,940	3,840	3,780	3,650	3,550	3,450
121～125	3,940	3,820	3,780	3,690	3,630	3,500	3,410	3,310
126～130	3,790	3,670	3,640	3,550	3,490	3,370	3,270	3,180
131～135	3,650	3,530	3,500	3,420	3,360	3,240	3,150	3,070
136～140	3,520	3,410	3,380	3,290	3,240	3,120	3,040	2,960
141～145	3,400	3,290	3,260	3,180	3,130	3,020	2,940	2,850
146～150	3,280	3,180	3,150	3,070	3,020	2,920	2,840	2,760
151人以上	3,180	3,080	3,050	2,970	2,920	2,820	2,750	2,670

## (15) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,310	32,370	32,140	31,430	30,960	30,020	29,310	28,610
11～20世帯	24,980	24,280	24,100	23,570	23,220	22,510	21,980	21,460
21～30	16,650	16,180	16,070	15,710	15,480	15,010	14,650	14,300
31～40	14,990	14,560	14,460	14,140	13,930	13,510	13,190	12,870
41～50	13,320	12,950	12,850	12,570	12,380	12,010	11,720	11,440
51世帯以上	11,660	11,330	11,240	11,000	10,830	10,500	10,260	10,010

## (16) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	55,760	54,100	53,680	52,440	51,600	49,940	48,690	47,450
20世帯	27,880	27,050	26,840	26,220	25,800	24,970	24,350	23,720
30世帯	18,580	18,030	17,890	17,480	17,200	16,640	16,230	15,810
31～40	13,940	13,520	13,420	13,110	12,900	12,480	12,170	11,860
41～50	11,150	10,820	10,730	10,480	10,320	9,980	9,740	9,490
51世帯以上	9,290	9,010	8,940	8,740	8,600	8,320	8,110	7,900

## (17) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	53,220	51,640	51,240	50,060	49,270	47,690	46,500	45,320
11～20	26,610	25,820	25,620	25,030	24,630	23,840	23,250	22,660
21～30	17,740	17,210	17,080	16,680	16,420	15,890	15,500	15,100
31～40	13,300	12,910	12,810	12,510	12,310	11,920	11,620	11,330
41～50	11,970	11,610	11,530	11,260	11,080	10,730	10,460	10,190
51世帯以上	10,640	10,320	10,240	10,010	9,850	9,530	9,300	9,060

## (18) 小規模グループケア加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	33,400	32,610	32,410	31,820	31,430	30,640	30,040	29,450
21～25人	26,720	26,090	25,930	25,460	25,140	24,510	24,030	23,560
26～30	22,270	21,740	21,610	21,210	20,950	20,420	20,030	19,630
31～35	19,080	18,630	18,520	18,180	17,960	17,500	17,170	16,830
36～40	16,700	16,300	16,200	15,910	15,710	15,320	15,020	14,720
41～45	14,840	14,490	14,400	14,140	13,960	13,610	13,350	13,090
46～50	13,360	13,040	12,960	12,730	12,570	12,250	12,010	11,780
51～55	12,140	11,860	11,780	11,570	11,420	11,140	10,920	10,710
56～60	11,130	10,870	10,800	10,600	10,470	10,210	10,010	9,810
61～65	10,270	10,030	9,970	9,790	9,670	9,420	9,240	9,060
66～70	9,540	9,310	9,260	9,090	8,980	8,750	8,580	8,410
71～75	8,900	8,690	8,640	8,480	8,380	8,170	8,010	7,850
76～80	8,350	8,150	8,100	7,950	7,850	7,660	7,510	7,360
81～85	7,860	7,670	7,620	7,480	7,390	7,200	7,070	6,930
86～90	7,420	7,240	7,200	7,070	6,980	6,800	6,670	6,540
91～95	7,030	6,860	6,820	6,700	6,610	6,450	6,320	6,200
96～100	6,680	6,520	6,480	6,360	6,280	6,120	6,010	5,890
101～105	6,360	6,210	6,170	6,060	5,980	5,830	5,720	5,610
106～110	6,070	5,930	5,890	5,780	5,710	5,570	5,460	5,350
111～115	5,800	5,670	5,630	5,530	5,460	5,320	5,220	5,120
116～120	5,560	5,430	5,400	5,300	5,230	5,100	5,000	4,900
121～125	5,340	5,210	5,180	5,090	5,020	4,900	4,800	4,710
126～130	5,140	5,010	4,980	4,890	4,830	4,710	4,620	4,530
131～135	4,940	4,830	4,800	4,710	4,650	4,530	4,450	4,360
136～140	4,770	4,660	4,630	4,540	4,490	4,370	4,290	4,200
141～145	4,600	4,490	4,470	4,390	4,330	4,220	4,140	4,060
146～150	4,450	4,340	4,320	4,240	4,190	4,080	4,000	3,920
151人以上	4,310	4,200	4,180	4,100	4,050	3,950	3,870	3,800

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	22,270	21,740	21,610	21,210	20,950	20,420	20,030	19,630
31～35人	19,080	18,630	18,520	18,180	17,960	17,500	17,170	16,830
36～40	16,700	16,300	16,200	15,910	15,710	15,320	15,020	14,720
41～45	14,840	14,490	14,400	14,140	13,960	13,610	13,350	13,090
46～50	13,360	13,040	12,960	12,730	12,570	12,250	12,010	11,780
51～55	12,140	11,860	11,780	11,570	11,420	11,140	10,920	10,710
56～60	11,130	10,870	10,800	10,600	10,470	10,210	10,010	9,810
61～65	10,270	10,030	9,970	9,790	9,670	9,420	9,240	9,060
66～70	9,540	9,310	9,260	9,090	8,980	8,750	8,580	8,410
71～75	8,900	8,690	8,640	8,480	8,380	8,170	8,010	7,850
76～80	8,350	8,150	8,100	7,950	7,850	7,660	7,510	7,360
81～85	7,860	7,670	7,620	7,480	7,390	7,200	7,070	6,930
86～90	7,420	7,240	7,200	7,070	6,980	6,800	6,670	6,540
91～95	7,030	6,860	6,820	6,700	6,610	6,450	6,320	6,200
96～100	6,680	6,520	6,480	6,360	6,280	6,120	6,010	5,890
101～105	6,360	6,210	6,170	6,060	5,980	5,830	5,720	5,610
106～110	6,070	5,930	5,890	5,780	5,710	5,570	5,460	5,350
111～115	5,800	5,670	5,630	5,530	5,460	5,320	5,220	5,120
116～120	5,560	5,430	5,400	5,300	5,230	5,100	5,000	4,900
121～125	5,340	5,210	5,180	5,090	5,020	4,900	4,800	4,710
126～130	5,140	5,010	4,980	4,890	4,830	4,710	4,620	4,530
131～135	4,940	4,830	4,800	4,710	4,650	4,530	4,450	4,360
136～140	4,770	4,660	4,630	4,540	4,490	4,370	4,290	4,200
141～145	4,600	4,490	4,470	4,390	4,330	4,220	4,140	4,060
146～150	4,450	4,340	4,320	4,240	4,190	4,080	4,000	3,920
151人以上	4,310	4,200	4,180	4,100	4,050	3,950	3,870	3,800



ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	66,810	65,230	64,830	63,650	62,860	61,280	60,090	58,910
11～15人	44,540	43,480	43,220	42,430	41,900	40,850	40,060	39,270
16～20	33,400	32,610	32,410	31,820	31,430	30,640	30,040	29,450
21～25	26,720	26,090	25,930	25,460	25,140	24,510	24,030	23,560
26～30	22,270	21,740	21,610	21,210	20,950	20,420	20,030	19,630
31～35	19,080	18,630	18,520	18,180	17,960	17,500	17,170	16,830
36～40	16,700	16,300	16,200	15,910	15,710	15,320	15,020	14,720
41～45	14,840	14,490	14,400	14,140	13,960	13,610	13,350	13,090
46～50	13,360	13,040	12,960	12,730	12,570	12,250	12,010	11,780
51～55	12,140	11,860	11,780	11,570	11,420	11,140	10,920	10,710
56～60	11,130	10,870	10,800	10,600	10,470	10,210	10,010	9,810
61～65	10,270	10,030	9,970	9,790	9,670	9,420	9,240	9,060
66～70	9,540	9,310	9,260	9,090	8,980	8,750	8,580	8,410
71～75	8,900	8,690	8,640	8,480	8,380	8,170	8,010	7,850
76～80	8,350	8,150	8,100	7,950	7,850	7,660	7,510	7,360
81～85	7,860	7,670	7,620	7,480	7,390	7,200	7,070	6,930
86～90	7,420	7,240	7,200	7,070	6,980	6,800	6,670	6,540
91人以上	7,030	6,860	6,820	6,700	6,610	6,450	6,320	6,200

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	33,400	32,610	32,410	31,820	31,430	30,640	30,040	29,450
21～25	26,720	26,090	25,930	25,460	25,140	24,510	24,030	23,560
26～30	22,270	21,740	21,610	21,210	20,950	20,420	20,030	19,630
31～35	19,080	18,630	18,520	18,180	17,960	17,500	17,170	16,830
36～40	16,700	16,300	16,200	15,910	15,710	15,320	15,020	14,720
41～45	14,840	14,490	14,400	14,140	13,960	13,610	13,350	13,090
46人以上	13,360	13,040	12,960	12,730	12,570	12,250	12,010	11,780

## (19) 家庭支援専門相談員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21～25人	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
26～30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46～50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51～55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56～60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61～65	8,480	8,240	8,180	8,000	7,870	7,630	7,450	7,270
66～70	7,880	7,650	7,590	7,420	7,310	7,090	6,920	6,750
71～75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76～80	6,890	6,690	6,640	6,500	6,400	6,200	6,050	5,900
81～85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,690	5,560
86～90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,690	5,510	5,380	5,250
91～95	5,800	5,640	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970
96～100	5,510	5,350	5,310	5,200	5,120	4,960	4,840	4,720
101～105	5,250	5,100	5,060	4,950	4,870	4,720	4,610	4,500
106～110	5,010	4,870	4,830	4,720	4,650	4,510	4,400	4,290
111～115	4,790	4,650	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
116～120	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930
121～125	4,410	4,280	4,250	4,160	4,090	3,970	3,870	3,780
126～130	4,240	4,120	4,090	4,000	3,930	3,810	3,720	3,630
131～135	4,080	3,960	3,930	3,850	3,790	3,670	3,580	3,500
136～140	3,940	3,820	3,790	3,710	3,650	3,540	3,460	3,370
141～145	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,250
146～150	3,670	3,570	3,540	3,460	3,410	3,300	3,220	3,150
151人以上	3,550	3,450	3,430	3,350	3,300	3,200	3,120	3,040

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～35人	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46～50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51～55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56～60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61～65	8,480	8,240	8,180	8,000	7,870	7,630	7,450	7,270
66～70	7,880	7,650	7,590	7,420	7,310	7,090	6,920	6,750
71～75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76～80	6,890	6,690	6,640	6,500	6,400	6,200	6,050	5,900
81～85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,690	5,560
86～90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,690	5,510	5,380	5,250
91～95	5,800	5,640	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970
96～100	5,510	5,350	5,310	5,200	5,120	4,960	4,840	4,720
101～105	5,250	5,100	5,060	4,950	4,870	4,720	4,610	4,500
106～110	5,010	4,870	4,830	4,720	4,650	4,510	4,400	4,290
111～115	4,790	4,650	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
116～120	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930
121～125	4,410	4,280	4,250	4,160	4,090	3,970	3,870	3,780
126～130	4,240	4,120	4,090	4,000	3,930	3,810	3,720	3,630
131～135	4,080	3,960	3,930	3,850	3,790	3,670	3,580	3,500
136～140	3,940	3,820	3,790	3,710	3,650	3,540	3,460	3,370
141～145	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,250
146～150	3,670	3,570	3,540	3,460	3,410	3,300	3,220	3,150
151人以上	3,550	3,450	3,430	3,350	3,300	3,200	3,120	3,040

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	55,150	53,570	53,180	51,990	51,200	49,620	48,440	47,250
11～15人	36,770	35,710	35,450	34,660	34,130	33,080	32,290	31,500
16～20	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21～25	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
26～30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46～50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51～55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56～60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61～65	8,480	8,240	8,180	8,000	7,870	7,630	7,450	7,270
66～70	7,880	7,650	7,590	7,420	7,310	7,090	6,920	6,750
71～75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76～80	6,890	6,690	6,640	6,500	6,400	6,200	6,050	5,900
81～85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,690	5,560
86～90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,690	5,510	5,380	5,250
91人以上	5,800	5,640	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21～25人	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
26～30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46人以上	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450

(20) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)

ア 児童養護施設、  
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	14,230
21 ~ 25人	11,380
26 ~ 30	9,490
31 ~ 35	8,130
36 ~ 40	7,110
41 ~ 45	6,320
46 ~ 50	5,690
51 ~ 55	5,170
56 ~ 60	4,740
61 ~ 65	4,380
66 ~ 70	4,060
71 ~ 75	3,790
76 ~ 80	3,550
81 ~ 85	3,340
86 ~ 90	3,160
91 ~ 95	2,990
96 ~ 100	2,840
101 ~ 105	2,710
106 ~ 110	2,580
111 ~ 115	2,470
116 ~ 120	2,370
121 ~ 125	2,270
126 ~ 130	2,190
131 ~ 135	2,100
136 ~ 140	2,030
141 ~ 145	1,960
146 ~ 150	1,890
151人以上	1,830

イ 児童自立支援施設  
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,490
31 ~ 35人	8,130
36 ~ 40	7,110
41 ~ 45	6,320
46 ~ 50	5,690
51 ~ 55	5,170
56 ~ 60	4,740
61 ~ 65	4,380
66 ~ 70	4,060
71 ~ 75	3,790
76 ~ 80	3,550
81 ~ 85	3,340
86 ~ 90	3,160
91 ~ 95	2,990
96 ~ 100	2,840
101 ~ 105	2,710
106 ~ 110	2,580
111 ~ 115	2,470
116 ~ 120	2,370
121 ~ 125	2,270
126 ~ 130	2,190
131 ~ 135	2,100
136 ~ 140	2,030
141 ~ 145	1,960
146 ~ 150	1,890
151人以上	1,830

ウ 乳児院  
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	28,460
11 ~ 15人	18,970
16 ~ 20	14,230
21 ~ 25	11,380
26 ~ 30	9,490
31 ~ 35	8,130
36 ~ 40	7,110
41 ~ 45	6,320
46 ~ 50	5,690
51 ~ 55	5,170
56 ~ 60	4,740
61 ~ 65	4,380
66 ~ 70	4,060
71 ~ 75	3,790
76 ~ 80	3,550
81 ~ 85	3,340
86 ~ 90	3,160
91人以上	2,990

エ 母子生活支援施設  
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	28,460
11 ~ 20世帯	14,230
21 ~ 30	9,490
31 ~ 40	7,110
41 ~ 50	5,690
51世帯以上	4,740

オ 児童養護施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	9,220
21 ~ 25人	7,370
26 ~ 30	6,140
31 ~ 35	5,270
36 ~ 40	4,610
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,350
56 ~ 60	3,070
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,460
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,170
86 ~ 90	2,050
91 ~ 95	1,940
96 ~ 100	1,840
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,600
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,270
146 ~ 150	1,230
151人以上	1,190

カ 児童自立支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	6,140
31 ~ 35人	5,270
36 ~ 40	4,610
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,350
56 ~ 60	3,070
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,460
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,170
86 ~ 90	2,050
91 ~ 95	1,940
96 ~ 100	1,840
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,600
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,270
146 ~ 150	1,230
151人以上	1,190

キ 乳児院  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	18,440
11 ~ 15人	12,290
16 ~ 20	9,220
21 ~ 25	7,370
26 ~ 30	6,140
31 ~ 35	5,270
36 ~ 40	4,610
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,350
56 ~ 60	3,070
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,460
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,170
86 ~ 90	2,050
91人以上	1,940

ク 母子生活支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	18,440
11 ~ 20世帯	9,220
21 ~ 30	6,140
31 ~ 40	4,610
41 ~ 50	3,680
51世帯以上	3,070



## (21) 基幹的職員加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	1,060	1,020	1,010	990	970	940	910	880
21～25人	850	820	810	790	780	750	730	710
26～30	700	680	670	660	650	620	610	590
31～35	600	580	580	560	550	530	520	500
36～40	530	510	500	490	480	470	450	440
41～45	470	450	450	440	430	410	400	390
46～50	420	410	400	390	390	370	360	350
51～55	380	370	370	360	350	340	330	320
56～60	350	340	340	330	320	310	300	290
61～65	320	310	310	300	300	290	280	270
66～70	300	290	290	280	270	260	260	250
71～75	280	270	270	260	260	250	240	230
76～80	260	250	250	240	240	230	220	220
81～85	250	240	240	230	230	220	210	200
86～90	230	220	220	220	210	200	200	190
91～95	220	210	210	200	200	190	190	180
96～100	210	200	200	190	190	180	180	170
101～105	200	190	190	180	180	170	170	160
106～110	190	180	180	180	170	170	160	160
111～115	180	170	170	170	170	160	150	150
116～120	170	170	170	160	160	150	150	140
121～125	170	160	160	150	150	150	140	140
126～130	160	150	150	150	150	140	140	130
131～135	150	150	150	140	140	130	130	130
136～140	150	140	140	140	130	130	130	120
141～145	140	140	140	130	130	130	120	120
146～150	140	130	130	130	130	120	120	110
151人以上	130	130	130	120	120	120	110	110

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	700	680	670	660	650	620	610	590
31～35人	600	580	580	560	550	530	520	500
36～40	530	510	500	490	480	470	450	440
41～45	470	450	450	440	430	410	400	390
46～50	420	410	400	390	390	370	360	350
51～55	380	370	370	360	350	340	330	320
56～60	350	340	340	330	320	310	300	290
61～65	320	310	310	300	300	290	280	270
66～70	300	290	290	280	270	260	260	250
71～75	280	270	270	260	260	250	240	230
76～80	260	250	250	240	240	230	220	220
81～85	250	240	240	230	230	220	210	200
86～90	230	220	220	220	210	200	200	190
91～95	220	210	210	200	200	190	190	180
96～100	210	200	200	190	190	180	180	170
101～105	200	190	190	180	180	170	170	160
106～110	190	180	180	180	170	170	160	160
111～115	180	170	170	170	170	160	150	150
116～120	170	170	170	160	160	150	150	140
121～125	170	160	160	150	150	150	140	140
126～130	160	150	150	150	150	140	140	130
131～135	150	150	150	140	140	130	130	130
136～140	150	140	140	140	130	130	130	120
141～145	140	140	140	130	130	130	120	120
146～150	140	130	130	130	130	120	120	110
151人以上	130	130	130	120	120	120	110	110

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,120	2,050	2,030	1,980	1,950	1,880	1,830	1,770
11～15人	1,410	1,370	1,350	1,320	1,300	1,250	1,220	1,180
16～20	1,060	1,020	1,010	990	970	940	910	880
21～25	850	820	810	790	780	750	730	710
26～30	700	680	670	660	650	620	610	590
31～35	600	580	580	560	550	530	520	500
36～40	530	510	500	490	480	470	450	440
41～45	470	450	450	440	430	410	400	390
46～50	420	410	400	390	390	370	360	350
51～55	380	370	370	360	350	340	330	320
56～60	350	340	340	330	320	310	300	290
61～65	320	310	310	300	300	290	280	270
66～70	300	290	290	280	270	260	260	250
71～75	280	270	270	260	260	250	240	230
76～80	260	250	250	240	240	230	220	220
81～85	250	240	240	230	230	220	210	200
86～90	230	220	220	220	210	200	200	190
91人以上	220	210	210	200	200	190	190	180

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	1,060	1,020	1,010	990	970	940	910	880
21～25	850	820	810	790	780	750	730	710
26～30	700	680	670	660	650	620	610	590
31～35	600	580	580	560	550	530	520	500
36～40	530	510	500	490	480	470	450	440
41～45	470	450	450	440	430	410	400	390
46人以上	420	410	400	390	390	370	360	350

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,410	1,370	1,350	1,320	1,300	1,250	1,220	1,180
11～20世帯	1,060	1,020	1,010	990	970	940	910	880
21～30	700	680	670	660	650	620	610	590
31～40	530	510	500	490	480	470	450	440
41～50	420	410	400	390	390	370	360	350
51世帯以上	350	340	340	330	320	310	300	290

## (22) ボイラー技士雇上費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	10,060
21 ～ 25人	8,040
26 ～ 30	6,700
31 ～ 35	5,740
36 ～ 40	5,030
41 ～ 45	4,470
46 ～ 50	4,020
51 ～ 55	3,650
56 ～ 60	3,350
61 ～ 65	3,090
66 ～ 70	2,870
71 ～ 75	2,680
76 ～ 80	2,510
81 ～ 85	2,360
86 ～ 90	2,230
91 ～ 95	2,110
96 ～ 100	2,010
101 ～ 105	1,910
106 ～ 110	1,820
111 ～ 115	1,750
116 ～ 120	1,670
121 ～ 125	1,610
126 ～ 130	1,540
131 ～ 135	1,490
136 ～ 140	1,430
141 ～ 145	1,380
146 ～ 150	1,340
151人以上	1,290

## (23) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	7,780
21 ～ 25人	6,220
26 ～ 30	5,190
31 ～ 35	4,440
36 ～ 40	3,890
41 ～ 45	3,460
46 ～ 50	3,110
51 ～ 55	2,830
56 ～ 60	2,590
61 ～ 65	2,390
66 ～ 70	2,220
71 ～ 75	2,070
76 ～ 80	1,940
81 ～ 85	1,830
86 ～ 90	1,730
91 ～ 95	1,630
96 ～ 100	1,550
101 ～ 105	1,480
106 ～ 110	1,410
111 ～ 115	1,350
116 ～ 120	1,290
121 ～ 125	1,240
126 ～ 130	1,190
131 ～ 135	1,150
136 ～ 140	1,110
141 ～ 145	1,070
146 ～ 150	1,030
151人以上	1,000

(24) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
1人当たり	8,290

(25) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	7,110
41 ~ 50	5,690
51世帯以上	4,740

(26) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	16,180
11 ~ 20世帯	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(27) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	15,570
11 ~ 20世帯	7,780
21 ~ 30	5,190
31 ~ 40	3,890
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

(28) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,310	32,370	32,140	31,430	30,960	30,020	29,310	28,610
11~20世帯	24,980	24,280	24,100	23,570	23,220	22,510	21,980	21,460
21~30	16,650	16,180	16,070	15,710	15,480	15,010	14,650	14,300
31~40	14,990	14,560	14,460	14,140	13,930	13,510	13,190	12,870
41~50	13,320	12,950	12,850	12,570	12,380	12,010	11,720	11,440
51世帯以上	11,660	11,330	11,240	11,000	10,830	10,500	10,260	10,010

(29) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	9,390
21~25人	7,510
26~30人	6,260
31~35人	5,360

(30) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

区分	年額
心理療法担当職員加算分	円 5,892,302

区分	定員	年額
個別対応職員加算分	11人～20人	円 5,640,628
	21人以上	11,281,256

区分	年額
栄養士加算分	円 4,473,757

区分	定員	年額
事務職員加算分	20人まで	円 1,414,880
	21人以上	4,775,688

(31) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 6,180

(32) 降灰除去費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 155,870

(33) 社会的養護処遇改善加算分保護単価  
処遇改善加算 (I)

職員	月額
1人当たり	円 6,070

処遇改善加算 (II)

職員	月額
1人当たり	円 6,070

処遇改善加算 (III)

職員	月額
1人当たり	円 18,210

処遇改善加算 (IV)

職員	月額
1人当たり	円 42,500

処遇改善加算 (V)

職員	月額
1人当たり	円 6,070

(34) 社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価

職員	月額
1人当たり	円 10,920

## (35) 小規模かつ地域分散化加算分保護単価

## ア 分園型小規模グループケア

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21～25人	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
26～30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46～50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51～55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56～60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61～65	8,480	8,240	8,180	8,000	7,870	7,630	7,450	7,270
66～70	7,880	7,650	7,590	7,420	7,310	7,090	6,920	6,750
71～75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76～80	6,890	6,690	6,640	6,500	6,400	6,200	6,050	5,900
81～85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,690	5,560
86～90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,690	5,510	5,380	5,250
91～95	5,800	5,640	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970
96～100	5,510	5,350	5,310	5,200	5,120	4,960	4,840	4,720
101～105	5,250	5,100	5,060	4,950	4,870	4,720	4,610	4,500
106～110	5,010	4,870	4,830	4,720	4,650	4,510	4,400	4,290
111～115	4,790	4,650	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
116～120	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930
121～125	4,410	4,280	4,250	4,160	4,090	3,970	3,870	3,780
126～130	4,240	4,120	4,090	4,000	3,930	3,810	3,720	3,630
131～135	4,080	3,960	3,930	3,850	3,790	3,670	3,580	3,500
136～140	3,940	3,820	3,790	3,710	3,650	3,540	3,460	3,370
141～145	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,250
146～150	3,670	3,570	3,540	3,460	3,410	3,300	3,220	3,150
151人以上	3,550	3,450	3,430	3,350	3,300	3,200	3,120	3,040

## イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	551,560	535,760	531,810	519,960	512,070	496,270	484,420	472,570



## (36) 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21～25人	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
26～30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46～50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51～55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56～60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61～65	8,480	8,240	8,180	8,000	7,870	7,630	7,450	7,270
66～70	7,880	7,650	7,590	7,420	7,310	7,090	6,920	6,750
71～75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76～80	6,890	6,690	6,640	6,500	6,400	6,200	6,050	5,900
81～85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,690	5,560
86～90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,690	5,510	5,380	5,250
91～95	5,800	5,640	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970
96～100	5,510	5,350	5,310	5,200	5,120	4,960	4,840	4,720
101～105	5,250	5,100	5,060	4,950	4,870	4,720	4,610	4,500
106～110	5,010	4,870	4,830	4,720	4,650	4,510	4,400	4,290
111～115	4,790	4,650	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
116～120	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930
121～125	4,410	4,280	4,250	4,160	4,090	3,970	3,870	3,780
126～130	4,240	4,120	4,090	4,000	3,930	3,810	3,720	3,630
131～135	4,080	3,960	3,930	3,850	3,790	3,670	3,580	3,500
136～140	3,940	3,820	3,790	3,710	3,650	3,540	3,460	3,370
141～145	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,250
146～150	3,670	3,570	3,540	3,460	3,410	3,300	3,220	3,150
151人以上	3,550	3,450	3,430	3,350	3,300	3,200	3,120	3,040

## (37) 医療的ケア児等受入加算分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	66,810	65,230	64,830	63,650	62,860	61,280	60,090	58,910
21～25人	53,440	52,180	51,860	50,920	50,290	49,020	48,070	47,130
26～30	44,540	43,480	43,220	42,430	41,900	40,850	40,060	39,270
31～35	38,170	37,270	37,050	36,370	35,920	35,010	34,340	33,660
36～40	33,400	32,610	32,410	31,820	31,430	30,640	30,040	29,450
41～45	29,690	28,990	28,810	28,290	27,930	27,230	26,710	26,180
46～50	26,720	26,090	25,930	25,460	25,140	24,510	24,030	23,560
51～55	24,290	23,720	23,570	23,140	22,850	22,280	21,850	21,420
56～60	22,270	21,740	21,610	21,210	20,950	20,420	20,030	19,630
61～65	20,550	20,070	19,950	19,580	19,340	18,850	18,490	18,120
66～70	19,080	18,630	18,520	18,180	17,960	17,500	17,170	16,830
71～75	17,810	17,390	17,290	16,970	16,760	16,340	16,020	15,710
76～80	16,700	16,300	16,200	15,910	15,710	15,320	15,020	14,720
81～85	15,720	15,340	15,250	14,970	14,790	14,410	14,140	13,860
86～90	14,840	14,490	14,400	14,140	13,960	13,610	13,350	13,090
91～95	14,060	13,730	13,650	13,400	13,230	12,900	12,650	12,400
96～100	13,360	13,040	12,960	12,730	12,570	12,250	12,010	11,780
101～105	12,720	12,420	12,350	12,120	11,970	11,670	11,440	11,220
106～110	12,140	11,860	11,780	11,570	11,420	11,140	10,920	10,710
111～115	11,610	11,340	11,270	11,070	10,930	10,650	10,450	10,240
116～120	11,130	10,870	10,800	10,600	10,470	10,210	10,010	9,810
121～125	10,690	10,430	10,370	10,180	10,050	9,800	9,610	9,420
126～130	10,270	10,030	9,970	9,790	9,670	9,420	9,240	9,060
131～135	9,890	9,660	9,600	9,430	9,310	9,070	8,900	8,720
136～140	9,540	9,310	9,260	9,090	8,980	8,750	8,580	8,410
141～145	9,210	8,990	8,940	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120
146～150	8,900	8,690	8,640	8,480	8,380	8,170	8,010	7,850
151人以上	8,620	8,410	8,360	8,210	8,110	7,900	7,750	7,600

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	118,170	115,130	114,370	113,530	110,580	107,540	105,260	102,990
11～15人	78,780	76,750	76,250	75,680	73,720	71,690	70,170	68,660
16～20	59,080	57,560	57,180	56,760	55,290	53,770	52,630	51,490
21～25	47,260	46,050	45,750	45,410	44,230	43,010	42,100	41,190
26～30	39,390	38,370	38,120	37,840	36,860	35,840	35,090	34,330
31～35	33,760	32,890	32,670	32,430	31,590	30,720	30,070	29,420
36～40	29,540	28,780	28,590	28,380	27,640	26,880	26,310	25,740
41～45	26,260	25,580	25,410	25,230	24,570	23,890	23,390	22,880
46～50	23,630	23,020	22,870	22,700	22,110	21,500	21,050	20,590
51～55	21,480	20,930	20,790	20,640	20,100	19,550	19,140	18,720
56～60	19,690	19,190	19,060	18,920	18,430	17,920	17,540	17,160
61～65	18,180	17,710	17,590	17,460	17,010	16,540	16,190	15,840
66～70	16,880	16,440	16,330	16,210	15,790	15,360	15,030	14,710
71～75	15,750	15,350	15,250	15,130	14,740	14,330	14,030	13,730
76～80	14,770	14,390	14,290	14,190	13,820	13,440	13,150	12,870
81～85	13,900	13,540	13,450	13,350	13,000	12,650	12,380	12,110
86～90	13,130	12,790	12,700	12,610	12,280	11,950	11,690	11,440
91人以上	12,430	12,120	12,040	11,950	11,640	11,320	11,080	10,840

## (38) 自立支援担当職員加算（I）分保護単価

## ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21～25人	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
26～30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46～50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51～55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56～60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61～65	8,480	8,240	8,180	8,000	7,870	7,630	7,450	7,270
66～70	7,880	7,650	7,590	7,420	7,310	7,090	6,920	6,750
71～75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76～80	6,890	6,690	6,640	6,500	6,400	6,200	6,050	5,900
81～85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,690	5,560
86～90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,690	5,510	5,380	5,250
91～95	5,800	5,640	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970
96～100	5,510	5,350	5,310	5,200	5,120	4,960	4,840	4,720
101～105	5,250	5,100	5,060	4,950	4,870	4,720	4,610	4,500
106～110	5,010	4,870	4,830	4,720	4,650	4,510	4,400	4,290
111～115	4,790	4,650	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
116～120	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930
121～125	4,410	4,280	4,250	4,160	4,090	3,970	3,870	3,780
126～130	4,240	4,120	4,090	4,000	3,930	3,810	3,720	3,630
131～135	4,080	3,960	3,930	3,850	3,790	3,670	3,580	3,500
136～140	3,940	3,820	3,790	3,710	3,650	3,540	3,460	3,370
141～145	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,250
146～150	3,670	3,570	3,540	3,460	3,410	3,300	3,220	3,150
151人以上	3,550	3,450	3,430	3,350	3,300	3,200	3,120	3,040

## イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	551,560	535,760	531,810	519,960	512,070	496,270	484,420	472,570

ウ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46～50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51～55	10,020	9,740	9,660	9,450	9,310	9,020	8,800	8,590
56～60	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870
61～65	8,480	8,240	8,180	8,000	7,870	7,630	7,450	7,270
66～70	7,880	7,650	7,590	7,420	7,310	7,090	6,920	6,750
71～75	7,350	7,140	7,090	6,930	6,820	6,610	6,450	6,300
76～80	6,890	6,690	6,640	6,500	6,400	6,200	6,050	5,900
81～85	6,480	6,300	6,250	6,110	6,020	5,830	5,690	5,560
86～90	6,120	5,950	5,900	5,770	5,690	5,510	5,380	5,250
91～95	5,800	5,640	5,590	5,470	5,390	5,220	5,090	4,970
96～100	5,510	5,350	5,310	5,200	5,120	4,960	4,840	4,720
101～105	5,250	5,100	5,060	4,950	4,870	4,720	4,610	4,500
106～110	5,010	4,870	4,830	4,720	4,650	4,510	4,400	4,290
111～115	4,790	4,650	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
116～120	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930
121～125	4,410	4,280	4,250	4,160	4,090	3,970	3,870	3,780
126～130	4,240	4,120	4,090	4,000	3,930	3,810	3,720	3,630
131～135	4,080	3,960	3,930	3,850	3,790	3,670	3,580	3,500
136～140	3,940	3,820	3,790	3,710	3,650	3,540	3,460	3,370
141～145	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,250
146～150	3,670	3,570	3,540	3,460	3,410	3,300	3,220	3,150
151人以上	3,550	3,450	3,430	3,350	3,300	3,200	3,120	3,040

エ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	36,770	35,710	35,450	34,660	34,130	33,080	32,290	31,500
11～20世帯	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21～30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～50	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450
51世帯以上	9,190	8,920	8,860	8,660	8,530	8,270	8,070	7,870

オ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	110,310	107,150	106,360	103,990	102,410	99,250	96,880	94,510

カ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	27,570	26,780	26,590	25,990	25,600	24,810	24,220	23,620
21～25	22,060	21,430	21,270	20,790	20,480	19,850	19,370	18,900
26～30	18,380	17,850	17,720	17,330	17,060	16,540	16,140	15,750
31～35	15,750	15,300	15,190	14,850	14,630	14,170	13,840	13,500
36～40	13,780	13,390	13,290	12,990	12,800	12,400	12,110	11,810
41～45	12,250	11,900	11,810	11,550	11,370	11,020	10,760	10,500
46人以上	11,030	10,710	10,630	10,390	10,240	9,920	9,680	9,450

キ 自立援助ホーム

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	91,920	89,290	88,630	86,660	85,340	82,710	80,730	78,760
7～9	61,280	59,530	59,090	57,770	56,890	55,140	53,820	52,500
10～12	45,960	44,640	44,310	43,330	42,670	41,350	40,360	39,380
13～15	36,770	35,710	35,450	34,660	34,130	33,080	32,290	31,500
16～18	30,640	29,760	29,540	28,880	28,440	27,570	26,910	26,250
19人以上	29,030	28,190	27,990	27,360	26,950	26,120	25,490	24,870

(39) 自立支援担当職員加算 (Ⅱ) 分保護単価

ア 児童養護施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	12,390
21 ~ 25人	9,910
26 ~ 30	8,260
31 ~ 35人	7,080
36 ~ 40	6,190
41 ~ 45	5,500
46 ~ 50	4,950
51 ~ 55	4,500
56 ~ 60	4,130
61 ~ 65	3,810
66 ~ 70	3,540
71 ~ 75	3,300
76 ~ 80	3,090
81 ~ 85	2,910
86 ~ 90	2,750
91 ~ 95	2,600
96 ~ 100	2,470
101 ~ 105	2,360
106 ~ 110	2,250
111 ~ 115	2,150
116 ~ 120	2,060
121 ~ 125	1,980
126 ~ 130	1,900
131 ~ 135	1,830
136 ~ 140	1,770
141 ~ 145	1,700
146 ~ 150	1,650
151人以上	1,590

ウ 児童自立支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	8,260
31 ~ 35人	7,080
36 ~ 40	6,190
41 ~ 45	5,500
46 ~ 50	4,950
51 ~ 55	4,500
56 ~ 60	4,130
61 ~ 65	3,810
66 ~ 70	3,540
71 ~ 75	3,300
76 ~ 80	3,090
81 ~ 85	2,910
86 ~ 90	2,750
91 ~ 95	2,600
96 ~ 100	2,470
101 ~ 105	2,360
106 ~ 110	2,250
111 ~ 115	2,150
116 ~ 120	2,060
121 ~ 125	1,980
126 ~ 130	1,900
131 ~ 135	1,830
136 ~ 140	1,770
141 ~ 145	1,700
146 ~ 150	1,650
151人以上	1,590

イ 地域小規模児童養護施設  
(非常勤職員)

定員	月額
1施設当たり	247,810円

エ 母子生活支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	16,520
11 ~ 20世帯	12,390
21 ~ 30	8,260
31 ~ 40	6,190
31 ~ 50	4,950
51世帯以上	4,130

オ 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設(非常勤職員)

定員	月額
	円
1世帯につき	49,560

カ 児童心理治療施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	8,260
31 ~ 35	7,080
36 ~ 40	6,190
41 ~ 45	5,500
46人以上	4,950

キ 自立援助ホーム  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
6人まで	41,300
7 ~ 9	27,530
10 ~ 12	20,650
13 ~ 15	16,520
16 ~ 18	13,760
19人以上	13,040



## 別表 2

## 児童福祉施設の職種別職員定数表

## (1) 児童養護施設

職種別	職 員 の 定 数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

## (参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加 算 職 員 数 等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
地域小規模児童養護施設等 バックアップ職員加算	1人。
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員又は保育士2人。 管理宿直等職員2人。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。ただし、定員に応じて心理療法担当職員を配置する場合は定員10人以上につき1人。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(3) 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)

職種別	職員の定数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。

家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

## (5) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。 特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)
保育機能強化加算	保育士1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

## (6) 児童心理治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。

(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員	定員9人につき1人、8人につき1人、7人につき1人配置した場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(7) 自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(自立援助ホーム))

加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。

(8) ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(9) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

(参考：加算職員一覧(地域小規模児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
自立支援担当職員加算	1人。

(10) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

職種別	職員の定数
母子支援員	1人。

(参考：加算職員一覧(小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員（1人、非常勤）及び年休代替要員費等が含まれる。



種別	経費の 種目	一般生活費以外の事業費																	
		一般生活費	被虐待児 受入加算費	幼稚園等 の費用	教育費	学校給食費	見学旅行費	入 学 費	進 学 費	特別育成費	夏季等特別 行事費	期 末 一 時 給 付 費	職業指導費	就職支援費・ 大学進学等自 立生活支援費	祭 費	冷暖房費	予防接種費	防災対策費	視力矯正費
種別	種目	日 額	月 額	月 額	月 額	年 額	年 額	上 限 月 額	上 限 月 額	1 件 当 り	年 額	月 額	1 件 当 り	1 件 当 り	月 額	年 額	月 額	年 額	月 額
一時保護所	①一時保護された日から5日目まで (一般分) 4,440円 (乳児分) 6,030円 ②6日目から30日まで (一般分) 1,230円 (乳児分) 1,240円 ③①及び②以外 (一般分) 1,760円 (乳児分) 2,030円 ④乳児院病室等 等児童加算費 3,500円	850円	幼稚園等の費用に必要となる学食、保育料、制服等の実費 ただし、就園奨励費補助額を控除した額	(一般分) 2,210円 中学校 4,380円 特別支援学校の高等部 4,380円 (加算分) 1 教材代の実費 2 通学のための交通費の実費 3 部活動に必要な道具代 運送費等の実費 4 学習塾に必要な授業料、講習会費等の実費 5 児童自立支援施設 の教材費 中学校等 200円 中学校等 290円 6 特別支援学校の高等部 入学に要する費用 96,300円 7 特別支援学校の高等部 在学児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 57,620円	その学校において徴収される実費	小学校 第6学年 22,690円 中学校 第3学年 60,910円 高等学校 第3学年 (特別支援学校高等部を含む。) 111,290円	小学校 第1学年 入学児童 64,300円 中学校 第3学年 第1学年 進学児童 81,000円	高等学校 在学児童 (公立) 23,330円 (私立) 34,540円 (人学時) 86,300円 進学のための 交通費の実費 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 57,620円 補習費 保護準備 20,000円 (高等学校第3学年) 25,000円 補習費特別 保護準備 25,000円	3,150円	5,760円	通所のための 交通費実費教 科書代等 5,030円				1級地 4,740円 2級地 4,470円 3級地 4,420円 4級地 3,530円 その他の地域 870円	予防接種費 かかる実費	総合的な防災対策の実費 かかる実費の合算額(ただし、45万円以内)	視力矯正のための眼鏡等を購入する場合 にかかる実費	

(注)この表に定めるもののほか、(1) 児童虐待施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時診療報酬等の算定基準」に基づき算定した額が医療費として支弁され、(2) 里親については委託手当として月額50,000円(専門里親は月額141,000円)が支弁され、(3) ファミリーホーム、自立活動ホーム若しくは里親(専門里親を含む。)に対して新規に受託したときに当該児童1人につき委託開始月に44,630円を上乗せとして、実費を合算した額が加算され、(4) 里親(専門里親を含む。)及びファミリーホームが一時的な休息のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき8,640円(2歳未満児)、5,600円(2歳以上児)が支弁され、(5) 児童自立支援施設児童が逃亡したときには運搬もどし費が支弁され、(6) 助産施設入所者については、「診療報酬の算定方法」及び「入院時診療報酬等の算定基準」に基づき算定した額のほか、分娩介助料(分娩1人につき236,200円)、胎前胎産料、新生児介助料及び検診料が支弁される、(7) 一時保護委託児童であって、別に定めるところにより支弁が必要と認められた場合、一時保護委託費として月額4,630円(新型コロナウイルスの影響により臨時に一時保護委託した場合は16,460円)が支弁され、(8) 里親委託児童(一時保護委託を含む)であって別に定めるところにより定期的な通院が必要な場合、対象児童1人につき月額7,500円(専門里親は月額15,000円)が支弁され、(9) 一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育学校又は高等学校に進学する場合、対象児童1人につき月額1,860円が支弁される。